

参議院内閣委員会會議録第六号

昭和六十三年四月十九日(火曜日)
午前十時九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 名尾 良孝君
理事 板垣 正君
岩本 政光君
大城 眞順君
野田 哲君

委員 岩上 二郎君
大島 友治君
岡田 広君
亀長 友義君
古賀 四郎君
永野 茂門君
松垣 徳太郎君
堀江 正夫君
小野 明君
久保田 眞苗君
飯田 忠雄君
峯山 昭範君
吉川 春子君
柳澤 鎮造君

國務大臣 小淵 恵三君
(内閣官房長官) 高島 修君
國務大臣 (総務庁長官) 大森 政輔君
政府委員 内閣法制局第二部長 内海 倫君
人事院総裁 人事院事務総局 給与局長 中島 忠能君

事務局側

常任委員会専門員 原 度君

説明員

内閣参事官 大金 瑞穂君
大蔵省主計局給与課長 堀田 隆夫君
大蔵省主計局共済課長 山口 公生君
厚生省年金局長 松本 省藏君
厚生省援護局庶務課長 新飯田 昇君
運輸大臣官房国運部再就職対策室長 深谷 憲一君
労働省労政局労働課長 山中 秀樹君
自治省行政局公務員部福利課長 鈴木 正明君

本日の会議に付した案件
○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(名尾良孝君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
恩給法等の一部を改正する法律案を議題といた

します。

本案の趣旨説明は前回既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

○野田哲君 ます、恩給法の具体的な内容に入る前に、せっかく官房長官に出席をいただいておりますので、最初に緊急の問題について二、三伺いたいと思います。

けさの報道は、新聞、テレビ一斉にトップで、ペルシャ湾におけるイランとアメリカとの軍事紛争の問題を報じております。日本にとつても非常に関係の深い地域でございますし、また日本は外交路線としてイラン、イラク両方に対してパイプを持つということ、今までイラン・イラク紛争に対しても調整の努力をしてきたという経過もございますので、今回の軍事紛争についてどのような情報で政府に入っているのか、そしてまたこれは一過性のもので終われば一番結構なことでありまして、今後の見通しについてどういふうな判断をされているのか、そしてまた日本政府としての今後の対応はどうあるのか、この辺について官房長官から御説明いただきたいと思ひます。

が、そういう事実があったとすれば、湾内の自由安全航行に對しまして重大な脅威でありますし、この湾内の安全航行ということは我が国にとりまして極めて重要なことでございますので、この件については米國政府のとりました態度につきましてはその事情は理解をするものであるというのが政府の考え方でありまして、
ただ、この事態がさらに進んでいくというようなことにつきましては、まことに事態を憂慮しておることでございますし、その悪化に對して深い懸念を表しますと同時に、早急な事態の鎮静化を強く期待いたしておるということでございます。ただいま一過性かどうかという見通しを述べようと、こういうことでございまして、率直に申し上げまして、今日日本政府としては今後の事態の推移については何とも予測しがたいことであります。が、今申し上げましたように早急に事態が解決をし鎮静化し、そのことによつて今回の米軍の措置が今回限りのものであることを期待することは言ふまでもないと思つております。

以上、緊急のこととございまして、申し上げたことが現日本政府の考え方でございます。

○野田哲君 恩給の問題はその前提として毎年の公務員の給与の扱いと非常に深く連動してございまして、まず最初に今年度の公務員の給与の扱いがどうなるか、こういうことから政府の見解を承りたいと思ひますが、先般来人事院の総裁もそれから総務庁長官も官房長官も、ことしの春閣に閣連をして公務員関係の組合とも何回か会見をされていられるようでありまして、そこでまず第一に伺いたい点は、人事院の勧告制度についての基本的な考え方についてであります。

総裁はもう既に長くこの問題にかかわつておられますが、先般再任されたという経過もありますので、改めて伺いたいと思ひます。総務長官、官房

長官にはこの問題で何うのは初めてでございますけれども、人事院勧告制度というものについての人事院の總裁並びに政府側担当の総務庁長官、官房長官から基本的な見解をまず伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(内海倫君) 勧告制度というものにつきましては、たびたび私も前任期中にお答えを申し上げてきました。それらと何ら再任後におきましても変わるものではございませんが、改めて申し上げますれば、やはり勧告制度というものは労働基本権の制約を受けております国家公務員の場合におきまして、その勤務条件あるいは給与条件等をいけば改善するという観点から最も大事な制度であろうと、私もは在来そういうふうな考えでござっております。したがって、この勧告制度の運用に当たりましては、そういうふうな背景事情というものを十分頭に置いた上でこれを運用していくべきものと、こういうふうな考えでござります。

何よりも国家公務員にとつてはこの勧告制度というものは欠くことのできないものである、こういうふうな理解をいたしております。

○國務大臣(小淵恵三君) 人事院勧告制度は公務員の労働基本権制約の代償措置として憲法上の評価を与えられておるものでありまして、この制度を維持、尊重することが政府としての基本的姿勢であることは言うまでもないことでございます。

○國務大臣(高島修君) ただいま官房長官からお答え申し上げたとおりでございます。

○野田哲君 そこで、六十三年度の公務員の給与の取り扱いであります、民間準拠という原則があるわけでありまして、民間の方は大体いわゆる春闘も山を越したと、こういうふうな言われているわけでありまして、人事院としてはこの民間準拠にのっとりしての民間の賃上げの実情についてどのような手順、段取りで調査をされる予定であるのか、今後の取り扱いについてまずお伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(中島忠能君) 民間準拠の原則に基づいて勧告作業を進めていくわけでございますが、

その前提といたしまして国家公務員の給与の実態をまず調査する必要があります。その実態を現在集計中でございます。それが終わりますと民間賃金の実情を把握しなきやなりません、例年どおりの考え方に基きまして、おおむね四万一千の母集団事業所から七千七百ぐらいの事業所を選びましてその実態を正確に漏れなく把握してまいりたい、そして調査の日程をいたしましては五月の連休明けから六月の中旬にかけて、それぞれ調査員が都道府県及び指定都市の人事委員会の職員と協力いたしまして調査をしてまいりたいというふうな考えております。

○野田哲君 例年の例によりということで連休明けから民間の給与の実態調査をやられるということですが、やっぱりあれですか、対象事業規模は五十人以上を対象にやられるわけですか。

○政府委員(中島忠能君) 対象事業所につきましては企業規模百人以上、事業所規模五十人以上の事業所を対象に調査をしてまいりたいというふうな考えております。

○野田哲君 事業所規模の五十人以上というのは、これはもう今の経済構造がだんだん変化をしてきて、五十人規模といったところの辺のパチンコ屋でも五十人以上の規模はざらにあるんですよ、これは、少しこれは規模を再検討された方がいいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(中島忠能君) 先生がお話しになるような御意見も私たちはかねがねよく聞いております。しかし、それに反しまして民間企業の給与の実態というものはもう少し小さな事業所まで調査する必要があるんじゃないかという片一方の意見もござります。私たちそれぞれの意見についてよく検討しておるわけでござりますけれども、やはり現在の人事院勧告制度というものの信用といひますか信頼というものは、私たちがいろいろ過去何十年とかけて積み上げてきた実績というものが物を言っていると思ひますので、その今までのやり方を変えることについては非常に慎重に対応してまいらなさいというふうな考え

ております。

○野田哲君 官房長官がまた後の予定もあるようでございますから、官房長官が出席されている間に順序を変えて伺っておきたいと思ひます。後で労働省の方からことしの春闘の妥結状況の説明をいたしたと思つておりますが、いずれにいたしましてもことしの状況というのは、非常に冷えていた昨年よりは私の推定でも約一割ぐらひは賃上げは上回っている、こういう状況にあると思ふんです。したがって、これも總裁に後でもう一遍伺うことになるわけですが、恐らく間違ひなく公務員給与改善についての人事院勧告は行われることになると思ひます。その場合政府としては、先ほど代償措置として人事院勧告制度を尊重するというお話があったわけでありまして、勧告が出ればこれを完全実施するという基本方針に立つて対応する、こういうことで理解してよろしゅうござりますか。官房長官と総務庁長官、それぞれお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(小淵恵三君) 先ほど労働基本権の制約の代償措置として人事院勧告制度を尊重することを申し上げたわけでござりますが、今年度につきましても人事院から勧告が出されますればその段階で給与関係関係会議を開催いたしまして取り扱いについては協議するという運びになりますが、政府としては従来どおり国政全般との関連を考慮しつつ勧告の完全実施に向けて最大限の努力をいたしてまいりたいと存じます。

○國務大臣(高島修君) 給与担当大臣といたしまして、これまでも労働基本権制約の代償措置でありまして人事院勧告制度尊重の基本姿勢に立ちまして対処してまいりましたところでございまして、今年度につきましても勧告が出されましたならばその段階で国政全般の関連を考慮しつつ、勧告の完全実施に向けて最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

○野田哲君 そこで両大臣に伺いたいのは、労働基本権制約の代償措置として尊重するということが勧告が完全実施をされる、このことは今までの

ろいろ凍結をされたり率を下げたりあるいは実施時期をおくらせたり、こういう経過があったわけでありまして、これは今後きちつと定着をさせていたいただきたい。そのことが、政府と公務員関係の組合との信頼関係という点からも基本的なことだと思ふんです。

その場合にもう一つの懸案は、官房長官も総務庁長官をやられているので私もその時代にこの問題として指摘をしたことが記憶にあるわけですが、これも、一番の問題は、この間も公務員関係の組合の幹部が私と懇談したときに述べておりました。やはり今後の一番の懸案は、四月からの改善措置が勧告が八月に出ても十月、十一月と経過をして、最近の例を見ても十二月にならなければ決着しない、これがやはり一番の問題点として残っていると思ふんです。特にここ何年かの例を見ると、一番いけないことは政府の方がそしてまた与党の国対が、公務員の給与の改善のための給与法を人質にして臨時国会での国会対策を進めている、これが一番いけないことだと思ふんです。

特に国家公務員の場合は法律が決まればそれで一発で解決するわけですが、それに準拠して地方自治体は新たにまたその後で地方自治体の議会で手続をとらなければいけない。そのために、問題が十二月までずれ込むと地方自治体の場合は年内に手続が間に合わず年を越してしまふ、こういう例が幾つもあつたわけでありますから、早期にこの問題は特に国会での駆け引きに使うことのないような形で決着をつけていく、こういう制度をこれから先考えるべきではないかと思ひます。人事院の總裁にもお願いをしたいのは、やはり早期に決着がつくようにこれは勧告に当たつても強く政府にあるいは国会に求めていく、こういうことを考えていただきたいと思ふんですが、官房長官、総務庁長官、人事院總裁、この問題について考え方があれば承りたいと思ひます。

○國務大臣(小淵恵三君) 人事院勧告を最大限政府として尊重するということはしばしば申し上げておるとおりでございますので、そういう精神か

ら申し上げれば、今委員御指摘のように、勧告が出ましたら可及的速やかにこれを執行できるようにいたしていくことも、これまた順当な考え方であり、かつ政府としてはそのように対応いたしていきたいと思っております。

なお、委員国会のことをいろいろお話しされました。政府の立場でございまして、この点はそれぞれ国会のサイドで御判断をいただかなければならないことではないかというふうに考えております。いずれにいたしましても、政府としては勧告が出ましたら国民世論の動向ということも十分考慮しませんが、やっぱり公僕と言われる公務員の給与ですから、そういう意味で経済状況その他国民の動向等も勘案しつつ、できる限り速やかにこれが勧告を実施できるように努力していくことは当然だというふうに考えております。

○国務大臣(高島修吉) 給与担当といたしましては、当然のことながら、できるだけ早期に完全実施を図っていただくよう努力すべきであると考へておるところであります。ただ、昭和六十一年、六十二年それぞれ三回いたしましていろいろな方面から御検討いただいているところでございます。そのようなことからかなり手間取っているのではないかと考へますが、当庁といたしましては早期実施に向けて最大の努力をいたしたい、このように考へておるところでございます。

なお、党間の話につきましては、私の方から言及することは御遠慮申し上げたいと存じます。

○政府委員(内海倫吉) 私ども、勧告を出した上はできるだけ早期に御決定をいただきたい、これはもう当然我々の願いでございますが、ただいま官房長官、総務庁長官等からも御答弁ございましたように、政府においてもいろいろ尽力をされての結果であらうと思ひますので、私どもは国会及び内閣に對しましてできるだけ早く処理をしていただけるようにということをさらに今後お願いしたい、こういうふうに思っております。

○野田哲君 これは官房長官ね、国会のことは国会でやられることだから言及はできないということですが、問題、それはそれとおりだと思ふんですが、問題は、これは総務庁長官もそうなんですけれども、政府の閣議決定がずつとおくられていつて臨時国会が開かれて、そしてその臨時国会の模様を見ながらでないかと政府が閣議決定をしないから、国会で駆け引きの道具に使われることになるわけなんです。政府の決める方そのものがそういうことを見通した上で扱っているんじゃないか、こういう私は懸念を持つわけなんです。完全実施をするという基本方針があるのであれば、八月に勧告が出ればすぐ勧告を実施するという決定をすればいいんですよ。そして、秋に臨時国会が召集をされれば、その頃のところでは法案を出せばそういうことにはならないわけなんです。

特に、私はこゝしは懸念を持っています。それは、何か竹下内閣は税制改革ということで今血道を上げています。税制改革の後で公務員給与の法案を出されて、税制改革が通らなければ公務員給与もお流れだなんというふうな扱いになると、これは労働基本権の制約の代償措置なんというふうなことは言えないと思ふんですよ。そういう点から、勧告があった場合には早く閣議決定を行う、こういうことでこの問題の解決を図っていくべきだと思ふんですが、その問題に対する官房長官の見解、総務庁長官の見解を伺って、官房長官は何か予定があるようですから退席していただきたいと思ひます。

○国務大臣(小淵恵三君) 原理原則は全くそのとおりという考へ方もできますが、政府としては、今ほど総務庁長官申されましたように、給与関係閣僚会議というのを何回か開かせていただいております。このことは、基本的にはやはり公務員の給与につきましては、先ほどもちよつと御答弁申し上げましたが、やっぱり国民の理解を得て公務員の給与改定を行うためには、国政全般との関連について各方面から検討する必要があるということでありまして、政府部内にもそれぞれ担当の大

臣がおられまして、そういう方々がそれぞれの立場でいろいろな意見をお持ちであることは、従来からもしばしばこの関係閣僚会議が極めて活発に催されたという経緯でもあるわけでございます。そういう意味で、政府の基本的姿勢はしばしば申し上げておるとおりでございます。そのことを達成するために、国民の理解と協力を得られる形で最終決着を得るために関係閣僚会議が開かれておることでございます。この点につきましては趣旨のほどは十分理解をいたしておりますので、こうした関係閣僚会議の開催につきましてはできる限り速やかに決着を得られるように、政府としては努力をいたしていくことをお約束いたしたいと思ひます。

○国務大臣(高島修吉) ただいま官房長官から御答弁がありましてと同様に考へております。

○野田哲君 恩給の前提となる公務員給与がこれからどういふ扱いになっていくかということ、またその前提になる民間のこゝしの賃金の引き上げがどういふ状況で妥結に至っているか、その状況を労働省の方から伺いをいたしたいと思ひます。

○説明員(山中秀樹君) 今年の春闘における現段階までの賃上げ状況についてでございますが、御承知のとおり、四月七日、八日に行われました民間の主要産業の賃上げ回答の状況について労使の発表によりますと、まず鉄鋼大手五社では、賃上げ額四千四百円、率にいたしまして一・七九%でございます。造船大手五社平均では、賃上げ額六千五百円、率にいたしまして二・七%でございます。電気機器大手十六社平均では、賃上げ額九千九百二十七円、率にいたしまして四・六%でございます。自動車メーカー九社平均では、賃上げ額九千五百五十二円、率にいたしまして四・二%でございます。次に私鉄大手十三社平均では、賃上げ額一万三千三百円、率にいたしまして五・二七%でございます。最後に電力九社平均では、賃上げ額一万二千円、率にいたしまして四・七三%でございます。実質的にこの賃上げで妥結したというふうに承知

いたしております。

以上でございます。

○野田哲君 今までの状況を見ると、これは全部平均すると大体どういふ状況になりますか。

○説明員(山中秀樹君) 今現在のところの率を平均すると、具体的には、出すのは非常に難しゅうございまして、具体的に申し上げられません。

○野田哲君 傾向もなかなか説明しにくいですが。

○説明員(山中秀樹君) 私ども今までの数字について平均して具体的な数字を出してございせんので、私の方の数字としては出せませんが、御参考までに連合の集計によりますと、四月十四日まで妥結した組合の平均賃上げ率は四・四五%でございます。また、日経連の集計によりますと、これも四月十二日までの回答または妥結となった企業の平均賃上げ率は四・三六%となっているというふうに私も承知いたしております。

以上でございます。

○野田哲君 人事院の方に伺ひますが、今の労働省の報告によりますと、大体四%台の四・四五あるいは四・三六という労使のそれぞれの発表があるわけでありまして、この傾向は大体去年よりも相当上回っている。したがって、これらの実態を調査してこゝしは例年の例によると八月ということなんですが、そのころには人事院の勧告が行われる、こういう理解でよろしゅうございませうか。

○政府委員(内海倫吉) この問題につきましては、在来から我々の考へ方を申し上げておりますけれども、勧告の場合は、先ほど担当局長が申しましたように、公務員側の給与の実態の調査とまた民間における約七千数百、八千に近い企業につきまして具体的な給与の調査等を実施いたしまして、その結果それらを対比し、較差がある場合にはこれを埋め合わせるようにしていくというのが恐らく在来ともどもとられてきた方策でございます。私どももそういうふうなことを頭に置きますが、さらに国家公務員につきましてはその公務員の生活実態、あるいは何といひまして税金の上の給与でございますから、やはり世論の納得とい

うことも頭に置きながら勧告をどうするかということを考えたいと思います。私どもは、在来も申し上げておりますとおり、こういう問題において較差が出たような場合におきましては、その取り扱いについては積極的な考え方をもって対処したいと、こういうふうにして思っております。まづ何よりも官民調査の結果を待った上でないと今ここでそのまゝの実態が出るまでは答弁は差し控えざるを得ないと思いますが、申しましたように、私どもは積極的な対応をいたしたい、こういうふうにして思っております。

○野田哲君 わかりました

そこで、恩給の問題に入つてまいりたいと思ひますが、ことしの恩給の引き上げですけれども、一律一・二五％、こういうふうになっています。この一・二五％と決めたのは、昨年の二・〇％と同じくように六十二年度の公務員の給与それから物価その他の事情を総合的に勘案した結果というふうに考えられるわけですが、一・二五という非常に細かいコンマ以下二けたまでとつておられる。総合勘案して決めたというのは一体どういうことなんですか。昨年の場合には一・〇、こういうこととで数字の上ですばつと割り切つてあつたわけですが、ことは実に細かい小数コンマ以下二けたまでとつてあるわけです。今回のこの一・二五％と、いうのは根拠はどういうことにあるわけですか。

○政府委員(石川雅嗣君) 恩給年額の改定につきましては、公的年金改革に関連いたしました恩給制度の見直し結果を踏まえまして、昨年度から恩給法第二条ノ二の規定の趣旨にのっとりまして、公務員給与、物価その他の諸事情を総合勘案する方式をとることとしてきたわけでございます。本年はその第二年目に当たるわけでございまして、昨年末の予算編成時における諸事情、今先生がおっしゃいましたような公務員給与のこれは行(一)の俸給表の平均改定率でございますが、これが一・四六である。この数字と年末におきます消費者物価の年間における動向、これがおよそ〇・二％というような推定が出ておりまして、そうい

う事情等を総合勘案いたしました結果、今お話のありましたように一・二五％という率でもって六十三年度の恩給を改善する、こういうことに決めただけでございます。

今先生お話しのように、昨年は二％というすきりした数字だった、こしは一・二五％であるということでごさいますけれども、端数が出ることにについて特段私ども他意を持っているわけではごさいません。

○野田哲君 恩給について私もずっとここで審議をしているわけですが、今までの増額指標機軸のとり方についてはいろいろ変遷があるわけがあります。六十一年までは前年の公務員給与にスライドする、こういう制度がとられていたわけで

す。六十二年からはいわゆる総合勸業方式に今説明があつたように変えられているわけです。これは、公的年金の抜本改正の一環として共済年金については物価スライド制がとられた。そこで、恩給についても五十九年の七月二十五日に行革審から

「恩給制度について公的年金制度改正とのバランスを考慮し必要な見直しを行う。」、こういうふうな指摘されている。このこともあって恩給局としても恩給問題の懇談会を開いて検討した結果、総合勘案方式をとったものだと思うわけでありま

す。しかし、この一二五ということにしたのは、物価の上昇率、それから公務員の給与、これを総合勘案したということなんでしょうが、公務員給与についてはどの程度の率を算出の基礎にされているのか。大田公務員給与の六割をとるとかある

いは七割をとるとか、こういうふうなことではないかと思うんですが、その算出方式はどうなっているわけでしょうか。

例えば、六十二年度の例をとると給与は二・三%、こうなっているわけでありまして、それで物

額は〇・六％、これに対して恩給は二％、こういうふうになつてゐるわけでありますから、そうすると大体公務員給与の六割と見てゐるのかなと、さういふふうに感じるわけです。今回の場合には物価は〇・二％、公務員給与は一・四六％、これに對

して恩給は一・二五%ということですから、大体恩給は公務員給与の引き上げ率の七割ぐらいを目にしているのかなと、こういう逆に計算をした推定が出てくるわけですけども、何かこの公務員給与をどれだけ見るといふ定率のものを考えておられるわけですか。その点いかがですか。

○政府委員(石川雅嗣君) 恩給の改善につきましては、ただいまのところ公務員給与、物価その他諸事情を総合勘案することでごさいます。て、そのさまたまなものはあるわけでごさいます。総合勘案をすべきものはあるわけでごさいますけれども、それらの中でもってどういうふうに扱っていかうということについて私どもとして今確定的な式を立てているということではございませ

○野田哲君　そういたしますと、恩給の引き上げについては六十一年までは内訳はいろいろあるにしてもその率というのはおおよそ見えていたわけなんです。人事院勧告が行われれば、前年の人事

院勧告をもとにして恩給はどれだけ上がるんだな
ということが推定されていたわけなんです。人事
院勧告の実施時期をおくらせたりあるいは率を下
げたりいたしますとそれがそのまま影響して、実
施時期をまた恩給の場合にも操作したり率を操作

したりすることもありましたけれども、公務員給与の扱いが決まれば大体翌年の恩給の引き上げと、いうのは推定がされる状況にあつたわけなんです。

私が物価、公務員給与、それらをそれぞれ数字を挙げて、では公務員給与の大体六割ぐらいを見えんですが、七割ぐらいを見えんのですかということに対しては確定的な方式はないんだということになると、恩給の引き上げについては六十一一年まで

はガラス張りといいますが数字がほぼわかったわけであとはもう内訳の扱いだけだったんですが今度は総合的な勘案ということで確定的な方式ではないんだということになると、受けとめ方によっては恩給の引き上げ率そのものが毎年の子算編成

に絡んで非常に政治的な扱いを受けることになるのではないか。それは恩給という性格のものからしてではないか。余り私はいい扱いはないんじゃないか、やはりある程度政治的な扱いを受けないように原則的な算出の方式というものを持っている方がいいんじゃないか、こういうふうに思うんですが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(石川雅嗣君) 先生も十分御案内のと
とでございませうけれども、昭和四十一年にいわぬ
る調整規定といたしまして恩給法第二条ノ二の規
定が設けられたわけでございます。それ以後にお
きまして、恩給年額の改定も恩給審議会方式であ
るいは公務員給与改善による一律アップ方式、公
員給与改善の回帰分析方式等、さまざまな改定方
式によって行われてきているわけでございます。

が、これらはいずれも恩給法第二条ノ二の具體的な運用としていろいろ検討の結果、その時点におきます最も適切な恩給年額改定の方法としてとられてきたものだといふふうに考えているところであ

でございます。しかし、昭和六十一年度から実施されましたいわゆる公的年金改革によりましてすべての公的年金の改定方式が物価スライドに統一されたということから、恩給につきましてもこれとのバランスを図るため検討が求められたわけでご

政府におきましては、鋭意検討しました結果、恩給においてはその性格、実体が公的年金と異なるというところから、恩給年額の改定方式につきましても公的年金と全く同様にすることは適当で

はないけれども、できるだけバランスを図るといふ観点から従来の給与スライドを改めまして公務員給与、物価その他の諸事情を総合勘案するという方式を採用することにしたわけでございます。今後の恩給年額の改定に当たりましても基

的にはこうした考え方に沿って行つてまいりた
というふうを考えているわけですが、昨
年初めてこうした方式を取り入れ、こ
しで二度目でございます。私どもとい
たしましても、今後こうした方式を
とりながら、いろいろ実績を重ねる

ていく上でもって何らかの方向が見出し得るのではないかとこのように考えているところでございます。

○野田哲君 恩給受給者の方からは私どものところにもいろいろ陳情が来ているわけでありまして、けれども、やはりそれは公務員給与にスライドして扱ってほしい、こういう要望がたくさん来ているわけですね。恐らく恩給局長のところ、総務庁長官のところにもそういう要望が届いているんじゃないかと思うんです。

そこで、去年、ことしの例を今恩給局長も挙げられたわけでありまして、この恩給の増額と公務員給与の改善を比較してみると、六十二年度は公務員給与が二・三％、これに対して恩給の改善率が二・〇％、その差は〇・三％であります。ところが、今回は公務員給与が去年の場合一・四六％、恩給の改善率が一・二五％でありますから、その差は〇・二一％になっているわけですね。つまり、単純に比較をしますと、今回の方が公務員給与との差はうんと少なくなつて公務員給与の改善率に近づいているわけでありまして、ですから、総合勘案と言いますけれども、やはり私は恩給の改善には余り政治的な、年末にいろいろ恩給団体が陳情されて、そしてよくあった例のように最終的には大蔵省の扱いではペンディングになって自民党の方で政治判断をする、政府との間で政治判断をする、こういう扱いではなくて、やはり人事院の勧告が出ればおおよそ恩給についてもガラス張りで見えてくる、こういう扱いに、つまり公務員給与に準拠するというところで、一応建前は総合勘案制度とはいながら実際の扱いとしては公務員給与を一つの物差しにして準拠していく、こういう扱いの方が私はいいのではないかと思うんですが、高島長官いかがでしょうか。

○国務大臣(高島修君) 先ほど局長の方からも御答弁申し上げたところでありますが、実は共済年金制度の改正の問題、いわゆる官民格差の是正ということでも非常にかまびすしくなりました、六十年にこの共済年金制度の全面改正が行われたところでありまして、これは私当時地方行政委員長をいたしておりました、今おります中島局長が担当の部長でございます。そのときにこの制度改正の問題についていろいろと細かく説明を実は聞いておいたわけでありまして、そのときに恐らくこれは恩給の方にも影響が及ぶであろうと実は想像いたしておりましたが、やはり共済年金の方が全く物価スライドでいっているのに、性格が全く異なるものである、制度の本質は異なるものであるとはいながら、一方は人勸そのままで持つていくということについては、かなりやっぱりその間に格差があるではないかという指摘を免れないのではないかとこのように感じておりました。しかるところ、いざ総合勘案方式を採用するというところに結局昨年なりました、昨年、今年とそういう方式を導入されたわけでありまして、

これは私当時地方行政委員長をいたしておりました、今おります中島局長が担当の部長でございます。そのときにこの制度改正の問題についていろいろと細かく説明を実は聞いておいたわけでありまして、そのときに恐らくこれは恩給の方にも影響が及ぶであろうと実は想像いたしておりましたが、やはり共済年金の方が全く物価スライドでいっているのに、性格が全く異なるものである、制度の本質は異なるものであるとはいながら、一方は人勸そのままで持つていくということについては、かなりやっぱりその間に格差があるではないかという指摘を免れないのではないかとこのように感じておりました。しかるところ、いざ総合勘案方式を採用するというところに結局昨年なりました、昨年、今年とそういう方式を導入されたわけでありまして、

実績を積み重ねさせていた中で、おのずから一定の方式というものが生み出せるのではないかとこのように思いますが、当面今回はこれでやむを得なかったのではないかとこのように私自身は判断をいたしております。

○野田哲君 政府としても総務庁としても総合勘案方式をとってまだ二年ということでありまして、また前の公務員給与にスライドをするということは朝令暮改というようなそりも受けかねないということ、そういう点も懸念をされているんだと思うんですけれども、今長官も言われたように、総合勘案方式でやたら限りなく公務員給与にスライドした形に結果としてはなつたということでも私はいいんじゃないかと思うので、問題は、この恩給受給者の平均年齢はもう七十歳を超えているわけでありまして、そういう方々に年末の予算折衝の中でどうなるんだろかこうなるんだろかということも気をもませるようなことではなくて、人事院の勧告が出、公務員給与の取り扱いが政府で決まれば、それによつて来年は自分たちの恩給年金もこうなるんだと、こういう方が心が休まるんじゃないかというふうに思うので、その点はひとつこれからの扱いについても十分配慮をしていただいた方がいんじゃないかなと、このようにふうに思いますがいかがでしょうか。

○政府委員(石川雅嗣君) 私どもも受給者の方々のいろいろな御意見も伺っておりますし、お気持ちは十分わかるわけでございます。そういうお気持ちも察しつつ、先ほど述べましたように、片や公的年金との関連というふうなものでもって見直しも問われている、こういう状況もあるわけでございます。その辺を私どもとしても十分考えながら今後適切に対処してまいりたい、このように考えております。

○野田哲君 先ほど長官からは、大蔵省はこういうふうな主張である、総務庁としてはこういう立場でという御説明があったわけですが、予算的に見ていっても六十二年度の二％の増額の平年度化

分として今年度百十七億五千万ですか、それから今回の改善分として百四十七億一千七百万、こういうふうになっていると思うので、増額分の合計は二百六十四億六千七百万、こういう内容だと思ふんです。一方において、この恩給受給者はほとんど減っているわけですね。今年度の予算の扱いでは四万人の減によつてそれによる歳出減が三百八十五億五千二百万、こういうふうになっていると思ふんです。つまり、減る方が百二十億八千五百万大きいわけでありまして、そういう点から公務員給与の増加分にスライドしたとしても予算的には私はこれが大きな財政を圧迫するということにはならない、むしろそれでやっても予算的には総額としては減っていくんだと、こういうことだと思ふんです。財政的にはそういう状況だと私は思ふんですが、間違ひはないでしょうか。

○政府委員(石川雅嗣君) 先生がおっしゃいますように、確かに恩給受給者は今後年々減つていくことも事実でございます。その減によりまして予算の減少ということは確かにあると思ひます。ただ、総合勘案方式を導入いたしましたきっかけは、やはり他の公的年金制度の改善がすべて物価スライドに統一されたところから、恩給に關しましてもその改定方式の見直しを迫られたということにあるわけでございます。私どもとしては先ほど申し上げましたように受給者のお気持ちも十分わかりますし、それからそうした他の制度とのバランスというふうなことも頭に置きながらやはり考えていかなきゃならぬ立場にあるということでございます。今後とも総合勘案方式ということでもって改善を図らせていただきたい、このように考えているところでございます。

○野田哲君 恩給局長が余り遠慮されているとこれは恩給受給者の声にこたえることにならないと思ふので、私どもは野党だけれども応援団のつもりなんだから、これはやっぱり頑張ってもらいたい、このようにふうに思ふんです。

もう一つは、計算の方式で伺いたいのは、これは今度は個々の計算の問題ですけれども、従来総

務庁の方で恩給の増額に当たっては、いわゆる回帰分析方式、こういう方式によって低額の恩給受給者には比較的厚くなる、いわば上薄下厚というように形になる改善方式をとっていただけですけれども、昨年度から、今年度もそうすけれども、同一率で改定をしていくこうなっているわけですが、これがずっとこれからも続いていくと上と下の格差がどんどん広がっていき、いやな感じがするんです。いつまでもこの一律方式を続けていくというのではいかかものか。いずれこれは是正しなければならぬと思ふんですが、これはどういふ状況になったときに是正をされるつもりなんですか。ずっとこれから当分はこの一律方式を続けるつもりなんですか。その点いかがでしよう。

○政府委員(石川雅嗣君) たびたび申し上げますように、昭和六十三年度の恩給年額の改定は、公務員給与の改善率それから物価の上昇率等を総合勘案して一律一・二五%という増額改定をすることになったというわけでございますけれども、これはベースアップにおける回帰分析方式の導入、それから低額恩給の改善を図るために最低保障制度を導入してきたわけでございますけれども、これらの措置によりまして上下格差が縮小されてきたというように一つの点として指摘できようかと思ふます。また二つの点といたしまして、昭和六十一年度及び六十二年の公務員給与の改善率は比較的低率でございまして、しかも上薄下厚の色彩が濃かったというように考慮いたしまして、一律の増額改定を行うことにしたものでございます。

今後とも一律アップ方式を続けていくかどうかということにつきましては、やはり社会経済情勢の推移とかあるいは公務員給与改善の傾向といったようなものを見ながら検討してまいりたい、このように考えているところでございます。

○野田哲君 恩給制度とそれから公務員の共済年金制度、非常に関連が深いわけでありまして、今回も別に共済年金の増額のための法案が出されてい

るわけですが、六十一年度を基礎に六十二年度の物価の伸びが〇・一%である、こういうことから共済年金の方は今年度の改定は〇・一%分だけ共済年金の増額をする、こういう扱いになっているわけでありまして、恩給は、必ずしもこれがいい数字ではないにしても一・二五%、共済年金は〇・一%、したがって共済年金に比べると十二・五倍、倍率からいえば非常に高いわけですね。昨年は恩給が二・〇%、共済年金が〇・六%であったわけで、昨年の場合には三・三倍の格差、こういうことであったわけですね。したがって、恩給と共済年金の昨年とことしのこれが実施された場合の累積の増額率を計算すると実に四・六七倍、こういう格差になるわけでありまして、

かつてはずっと共済年金は恩給の改定率と同じように公務員給与の引き上げに準じて行われたわけでありまして、そういう点から当内閣委員会でも従前は恩給法と共済組合法は同じ性格のものだということと一括審議をずっとやってきた、こういう例があるわけでありまして、そういう点から、かつて同じ公務員であった者が退職の時期によって片や恩給という扱いになり片や共済年金という扱いになって非常に格差が生じたような扱いを受けることになったわけでありまして、もう一回この共済年金についても恩給と同様に扱う、そして恩給と共済年金は公務員の給与にスライドをする、こういうふうな考えをすべきではないか、こういうふうな思ふわけですが、長官この点いかがでしよう。

○国務大臣(高島修君) 共済年金の方につきましては、担当でもございせんので私の方からコメントするのはいかかとは思ふますが、官民格差は正という観点からいまして、厚生年金等との比較においていろいろ論議をされました結果、現在の制度になったというふうな承知いたしております。かつまた、共済年金の方はたしか再計算時においてベースアップの状況等を勘案するということ附帯条件みたいなものがついたものではなかったかというふうな記憶いたしておりますが、今制度

が一つの大きな移り変わりの時期にございまして、一つ一つを比較してみますとどうも不公平ではないかというところにはなろうかと思ふますが、恩給制度の方はやがてまあ消滅していくものでございまして、むしろ視点は共済年金と厚生年金とをどうのようによまていくかというところの方にその重点を置いて考えていくべきものではないかというふうな考えております。

○野田哲君 共済年金と恩給については制度の違いというところがあり、私もこの問題の議論を制度改正のときに随分やりましたので、それだけでも、共済は恩給と異なつて社会保険方式で運営されているんだと、そして厚生年金と同様に公的年金の一環として位置づけられているんだと。したがって、スライドについても他の公的年金と同様に物価スライドを基本にする。そして、もう一つはやはり現職つまり在職中の職員の費用負担にも配慮しなければならぬ。こういうことから恩給とは異なつた扱いを受けるようになったと思ふんですが、国民の税金によって負担をしているわけですね。共済年金はかなりの部分を職員の掛金によって賄っている。こういう費用負担をする側からすれば、むしろ国民的な感情からいえば費用負担の少ない共済年金の方も全部税金で負担をしている恩給に合わせてもいいんじゃないか、こういう気持ちもあるんじゃないかと思ふんです。

一番問題なのは、極端な例を引けば、三十四年の十月以降、つまり制度が変わつて共済年金に切りかわつた直後に退職した職員は、今度は〇・一%しか増額されません。そして三十四年の十月、制度が変わる直前に退職した人は恩給年金の適用を丸々受けて一・二五%増額されることになる。こういうふうな、一番これは極端な例をとつたわけですが、受給者の間に大変なアンバランスが生ずることになるわけでありまして、こういう制度上の矛盾についてどういふふうにお考えになっておりますか。

○説明員(山口公生君) お答え申し上げます。

先生の御指摘にもございましたように、共済年金は公的年金としての位置づけをしておりまして、したがってスライドにつきましても他の公的年金、厚生年金等と同じ扱いをしていただくわけにございまして、公的年金の一元化という流れがございまして、他の厚生年金等と合わせていくという時代になってきたというところでございまして、先生の御指摘のとおり、制度の切りかえのときの不公平があるんじゃないか、こういう御指摘がいろいろあることも承知しております。ただ、三十四年に恩給制度がなくなりまして、その後共済制度に移つて三十年弱既に経過したわけでございますが、先ほど長官が御指摘なさいましたような官民格差の議論もございまして、そういうことでこういった取り扱いにしているわけでございますが、この恩給から引き継いでいるという共済制度の沿革上の特殊性という問題は、どこかでやっぱり割り切つていかざるを得ないんじゃないかというふううに思ふわけでございまして、したがって、各種公的年金の制度の中で、国家公務員とかあるいは地方公務員の制度だけをまた恩給の制度に合わせて戻してしまうということは、努力してこの公的年金を一元化していくという流れから見ますと、せっかくそろえてきた公的年金制度の中でまた内部に新たな不均衡というものを生ずるわけでございます。

確かに、先生がおっしゃつたように、一日違ひでという問題はあつたとしても、ただこの場合も、実は制度の切りかえのときに退職金を二五%ぐらい増しをいたしました。そこで大分その他の退職金等の取り扱いを変えましたので、じやどちが有利かという話になりますと、これは片一方から見ますと別の方が有利だというふうにお互いに言われるような問題もいろいろございまして、したがって、そのところはひとつ割り切つていかざるを得ないんじゃないかというふううに思つておまして、こゝまで公的年金としての制度を合わせてまいりましたので、そこをひとつ御理解賜りたいというふううに思ふわけでござい

うもので、過去の高い年金は維持してあげます、それで本来の通年方式というのがスライドしてちよどクロスした時点から通年方式に乗りかえていただきますと、こういう制度であつたわけでございます。

こうした理由は、実は現在、掛金を負担していただいております現役の公務員から見ればこの制度はもう既になつておりまして、受けることができない制度である。一般方式というのはそういう制度でございます。で、掛金が従来よりはかなり高くなつてきております。それからやっぱり年金の受給者間のいろいろバランスを考えなきゃいけないということ、またこのスライド停止がかつていた人たちがさらにもとに戻してスライドを始めるとなると、民間には全くない恩典でございますから、官民格差の議論になるというふうに思います。したがって、高所得者が非常に有利であつたところの一般方式による年金額は従前額の保障が限度ではないかというふうに考えておるわけでございます。

○野田哲君 あなたは今説明があつたわけですけども、今まで受けていた共済年金が高いか安いかわつたことは本人には関係ないのであつて、退職して受給していたものがある日突然制度が変わつて、物差しが変わつてきたわけですよ。受給者に関係なく物差しを変えておいておまへたちの高いんだからもうスライドはストップだよというの、私はいかにも冷酷な制度だということを書いてあるわけでありまして、これはこれ以上議論をしませんから、ただ総務庁長官も念頭に置いておいていただきたい、こういうふうに思うんです。

そこで、恩給の問題を審議しておれば、これは公務員給与とも関係がある。共済年金とも関係がある。今度は共済年金はそれじゃどうかということ、厚生年金と関係があるということ、あつちこつちに議論が連動しているわけなので厚生省の方に伺いますが、厚生年金の制度では物価スライド、そして五年ごとの財政再計算時に標準報酬を再評

価して賃金スライドからの乖離分を調整していただく、こういうことをやっているはずだと思うんです。五十五年の財政再計算時に、五十四年四月から五十五年三月までの物価の上昇率が七・六％であつた。そのときのモデル年金で、妻の加算分を除いてこの七・六％を含めてたしか一八・八％の増加が図られていて、こういうふうな経過があると思うんですけれども、厚生省の方の御説明をいただきたいと思ひます。

○説明員(松本省蔵君) お答えを申し上げます。先生今御指摘のように、厚生年金の制度におきましては、五年ごとの財政再計算期におきまして国民の生活水準あるいは賃金の変動等を考慮いたしまして年金水準の見直しを行っているところでございます。その際、厚生年金の年金額の算定の基礎となつております標準報酬月額というものを再評価するということをやつておるわけでございます。具体的には先生がおっしゃいました五十四年と申しますか、五十五年のときの再評価の際の数字というのはちよつと私ども把握している数字とは違つてございますけれども、基本的にはそういう仕組みで再評価を行っているというところは御指摘のとおりでございます。

○野田哲君 厚生年金それから共済年金、これについて国民の生活水準、賃金その他の諸事情に著しい変動があつた場合にはこれらの諸事情を総合勘案して別途改定の措置を検討していく、こういう規定がありますね。そして、今後五年ごとの財政再計算時に賃金スライドとの乖離分を調整することになってはいるはずであります。たまたま来年の六十四年度が財政再計算時に当たるわけですが、従来どおりのやり方で標準報酬の見直しを図るといふふうに理解していいかどうか、厚生省と大蔵省、それぞれお答えいただきたいと思ひます。

○説明員(松本省蔵君) 先ほど申しましたように、標準報酬の再評価でございますが、厚生年金の算定の基礎となつております標準報酬月額につきまして、過去の標準報酬をそれぞれの一定の期間ご

とでございまして、直近の被保険者の平均標準報酬をもとにしまして期間ごと再評価率を出してございまして、先生の今の御指摘のように、来年の六十四年四月一日の時点になるわけでありましてけれども、厚生年金の財政再計算期に当たります。したがって、次期の財政再計算期におきまして標準報酬の再評価をどうするかということでございますが、基本的には従来からのこのよう考え方方を踏まえまして、現在既に年金制度の改正に伺つておるところでございます。いろいろな制度改正事項に合わせまして、この審議会の御意見も参考にしながらこれから決めてまいりたいと思ひます。

○説明員(山口公生君) 共済年金につきましても、厚生年金等と制度を合わせてまいっておりますので、厚生年金の方の対応を見ながら、また現役の、実は給付を改善しますとその分非常に現役への負担はね返りも大きくなりますので、その辺の兼ね合いにも配慮しつつ、今後よく各省と相談してまいりたいと思ひます。

○野田哲君 改めてこれは共済年金の制度の法案の審議をやることに続けていきたいと思ひます。国鉄の問題に移りたいと思ひますが、昭和六十四年四月から六十四年三月までの五年間にわたつて、国鉄の年金については国家公務員それからN T Tそれから日本たばこ産業株式会社、この職員がそれぞれ年間一万五千円の援助つまり財政調整を行う、こういうこととして財政調整五カ年計画が策定されたわけですが、この計画は国鉄職員三十二万人体制、これを前提としていたわけでありまして、国鉄改革によつてこの三十二万人体制が崩れてきたわけですが、今JR各社総人員何人いるんですか。

○説明員(深谷憲一君) お答え申し上げます。国鉄改革に伴いますJR各社承継法人全体で基本計画ベースにおきましては二十一万五千人というところで設定されておりましたけれども、実際に

移行いたしましたのはそれを若干下回つた数字でございまして。

○野田哲君 幾ら。

○説明員(深谷憲一君) 今具体的に手元に数字ございませんで、後ほど先生の方にお届けをしたと思ひます。

○野田哲君 およその推定、そのJR各社の職員の数わかりませんか。

○説明員(深谷憲一君) お答え申し上げます。JR各社、旅客会社、貨物会社全体で二十万人ちよつとでございます。

○野田哲君 まず国鉄の年金の問題については、今お聞きのように基礎になる人員そのものが狂つてきているわけですが、年金の計算をした上では、その前提三十二万人体制が大きく狂つてきているわけですから、共済年金の改正の際に大きな問題となつて、政府は六十一年の十一月二十八日に政府の統一見解を出して、六十四年までは支払いに支障がないようにする、こういうふうな見解を示しているわけですが、これはそういうことでやられてはいるわけですか。今までの措置はどうなつてはいるわけですか。

○説明員(山口公生君) お答えいたします。国鉄共済年金については、共済年金の御審議をいただきました際に政府の統一見解を出しまして、六十四年度まで、これはなぜ六十四年度までかといふと、今の財政調整の計画が六十四年度までと一応なつております。その六十四年度までは六十一年度中に結論を出して支払いに支障がないようにしますという、こういうお約束をしております。六十五年度以降はそれ以降すぐ検討しますところとなっておりますが、したがって、六十四年度までは関係懇談会におきまして対策をお決めいただいたということでございまして、したがって、六十四年度までは横立金もある程度残りますし、支払いには支障はないというふうに思っております。

○野田哲君 支払いには支障がないということですが、これはやはり確かに支払いには支障

がないという形ではあるとしても、これは国鉄職員
の共済年金、国鉄を退職した人たちの共済年金
は他の国家公務員やあるいは元の電電公社、専売
公社の職員よりは水準が低い、職域部分はたしか
削減をされた形のもので支払いが支障がないとこ
ういうことですかね、実情は。

○説明員(山口公生君) 職域部分がついてないとい
う部分は、制度の改正後に年金をおもいにな
る方々、裁定を受けられる方々のお話でございま
す。それから既に年金をもらっておられた方々に
つきましては、国家公務員等からの支援を受ける
前提としたしとしての自助努力といたしまして、
国家公務員水準の一〇%減になるまではスライ
ドをとめる、こういう措置を受けておられます。

○野田哲君 昨年の三月二十四日、国鉄共済年金
問題に関する関係懇談会、ここで当初の計画の見
通しよりも五年間に二千八百億円が不足をする、
こういうことでこの二千八百億円のうちの千八百
億円は国鉄の共済の積立金から出す、そして残り
の千億円は国鉄清算事業団が支払うということ
で、六十四年までは支払いに支障がないようにし
た、こういうことであつたと思ふんですが、この
国鉄清算事業団が支払う一千億円、これはどうい
う手だてによって措置をされているのか、その内
訳を説明していただきたいと思ひます。

○説明員(深谷一君) お答え申し上げます。

先生御指摘の昭和六十四年度までの対策の一環
として、国鉄改革に伴ひまして国鉄清算事業
団が負担をするということで整理されました追加
費用の関係のうちの六十四年度対策までの一項目
といたしましての精査見直し、これにつきまして
は六十二年から六十四年度までの三年間で御指
摘のとおり約一千億円ということでございます
が、これにつきまして国鉄清算事業団の予算に
おきまして所要額を計上し、六十二年、六十三年
度、六十四年度負担につきまして支障のないよ
うに措置をいたしておるところでございます。

○野田哲君 昭和六十五年以降の国鉄の年金の
赤字が三千億円を超すと言われているわけでは
ないか。

が、これは一体だれが払うのか大変大きな問題に
なっているわけですが、報道によりますと
国鉄共済年金問題の関係懇談会、厚生大臣、これ
はもう座長になるのを逃げています。そこで当時は
やむを得ず後藤田官房長官が座長を引き受けてこ
の問題の検討を行う、こういうことになつていま
す。けれども、伺いたいのは厚生省と自治省、共済
年金制度の改正のときに当時の大蔵大臣、竹下大
蔵大臣であつたわけですが、私どもによくオール
ジャパンという言葉を使われてしきりに呼びかけ
られたわけなんです。つまり当時の竹下大蔵大臣
の構想の中でオールジャパンという言葉の中に
は、国鉄の年金の対策として地方公務員の共済年
金も加わつてくれ、厚生年金も加わつてくれと。
つまり、今国家公務員や当時一緒にやっていたN
Tと専売の人たちが年間一万五千円を負担して
いる、これを地方公務員も負担してほしい、厚生
年金のいわゆる民間の労働者も負担してほしいとい
うことを竹下さんらしい言葉でオールジャパン
と、こういう説明をしておられたと思ふんですが、
自治省や厚生省はこのオールジャパンという呼び
かけ、働きかけを今何か受けているわけですか。
現状どうなつていんですか。

○説明員(鈴木正明君) お答え申し上げます。

先生御指摘の国鉄共済年金問題の特に昭和六十
五年以降の対策でございますが、私どもが承知し
ておりますのは、日本国鉄共済年金問題に関する
関係懇談会におきまして、広く各界の有識者の意
見を聞くということで国鉄共済年金問題懇談会が
開催されて、そこにおいて検討が進められて
いると承知をいたしております。現在のところ、
この問題につきまして自治省に対する協議は受け
ておりません。

○説明員(松本省藏君) お答え申し上げます。

鉄道共済年金問題につきましては、今自治省の
方より御答弁がありました、また共済課長よりも
答弁があつたかと思ひますが、日本鉄道共済年金
問題に関する関係懇談会におきまして六十五年
以降対策というのを検討するということになつ

て、いわゆる有識者の懇談会で現在その対策の方
向についての御議論がなされているというふう
に承知いたしております。したがって、そのい
う状況にありますので、厚生年金を所管する厚生
省といたしまして、先生の御指摘のようなオール
ジャパンでの救済ということについて特段の協議
を受けているわけではございません。

なお、ちよつと付言させていただきますけれども
も、国鉄の四関係懇談会には厚生大臣という立場
ではなくて年金問題担当大臣という立場で入つて
いるわけでございます、お含みおきいただき
たいと思ひます。

○野田哲君 大蔵省に伺ひますが、六十四年にな
ると、国家公務員やそれから国家公務員共済組
法の適用を受けて今も民間になつても続いている
NTとそれからいわゆる日本たばこ、この人た
ちのいわゆる国鉄年金分の拠出というのは終わ
るべきと思ふんですが、その点いかがですか。

○説明員(山口公生君) 今国家公務員等からの拠
出、すなわち財政調整五カ年計画というのは、先
生御指摘のよう六十四年度で一つの区切りで
ございまして、ただ法律上は、また新たに五カ年計
画をつくらばまた五カ年計画ができる、こういう形
にはなつております。ただ、私ども国家公務員等
の共済審議会等でもこれを最後にしないといふ
厳しい御指摘もいただいております。先生の今の
御指摘も私もいろいろな方々からよく聞かれて
ございまして、ただ、何せ六十五年以降三千億とい
う非常に大きな赤字を抱えた大問題でございま
して、今私が、そういう道はもう結構です、こうい
う道がこれからやれますと言ひ得る段階ではござ
いせんので、私は今の段階で六十四年度ですべ
てが終わりでどう御安心くださいと胸を張つて言
える段階ではないと。ただ、いずれにせよ六十五
年度対策をきちんとやりまさんと、鉄道共済年金
も先ほど申しあげましたので、ぜひともこの問題
を解決しなければいけないというふうに思つておる
次第でございます。

○野田哲君 早々に官房長官まことにタイミング
よく御出席をいただきまして、最後になるん
ですが、今まで国鉄の共済年金の問題についてい
ろ大蔵省や厚生省や総務庁と議論していただい
ます。そこで最後に伺ひたいのは、六十四年までは
一応手だてができて、こういうことなんです
が、六十五年以降の問題につきましては、六十
年の十一月二十八日の政府統一見解で「その後速
やかに対策を講じ、支払いの維持ができるよう措
置」をする、こういう政府の統一見解があります
ね。これは官房長官を座長にして大蔵大臣、厚生
大臣、運輸大臣、こういう構成で国鉄共済年金問
題に関する関係懇談会というのを設置して、その
下に鉄道共済年金問題懇談会、こういう形で有識
者を集めて検討している、こういうことのように
ありますけれども、この検討状況、そしていつこ
ろをめどにこの国鉄共済年金問題、六十五年以降
の問題について結論を出されるおつもりなのか、
その点を伺つて終わりたいと思ひます。

○国務大臣(小淵恵三君) この国鉄共済年金問題につ
きましては、恐らく今までも種々御議論があつた
ことだらうと思ひますが、政府としましては、大
変難しい問題でその対応に苦慮いたしてまい
たところでございまして、お話のように六十四年
までは一応手だてができて、問題はそれ以降い
かに対応するかということでございます。

そこで、今委員御指摘のような鉄道共済年金問
題懇談会を開催いたしましていくわけではござい
ませんが、この有識者による懇談会はおおよそ本年
の秋ごろを目途に意見を取りまとめていきたいとい
うふうに実は考えております。そして、その御意
見等を踏まえまして具体案を作成してまいりた
い、このように考えております。

○委員長(名尾良孝君) 午後一時十分に再開する
こととし、休憩いたします。
午後零時四十分休憩
午後一時十一分開会

○委員長(名尾良孝君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、恩給法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○板垣正君 恩給法の問題について質問いたします。

まず初めに、恩給法は国家補償である、公的年金とはおのずから性格を異にする、こう言われているわけですが、この恩給法の本質並びに今恩給法が果たしている役割、そういうことについて長官はどういうふうに御認識でございましょうか、その点をまず伺いたいと思っております。

○国務大臣(高島修君) 恩給制度というのは、その生涯の相当期間を国にささげて専ら国家のために努めてきた人たちに對するいわば国家補償という性格のものであろうと考えておりまして、年金設計によりまして給付をされる共済年金などとはおのずから性格を異にするものである、このように承知しているところでございます。したがって、その性格上おのずから共済年金等の改善とは違った考え方で取り組んでもいいものであろう、このように考えております。

○板垣正君 なお、現在恩給法が果たしている役割、つまり実質的にいわれる軍人恩給と言われるわけでありまして、過ぎし大戦後における旧軍人なりあるいは遺族あるいは傷痍軍人等に対する国家補償という上において、恩給法並びに遺族援護法、これが二つの柱として果たしている役割というものが私は非常に大きいと思っております。

そこで、恩給法も長い過程の中でいろいろな改善を重ねてきたわけでありまして、私は、その中で特に大きかった改革といえますが、そういうものを考えますと、昭和四十一年にいわゆる調整規定が設けられた。恩給法二条ノ二であります。それ以前は、恩給はいついかなるときに改善措置をするかについて明文が何もなくあった。これが入れられたということでありまして、さらに四十八年において、これは四十八年一月からでありますので

四十七年度でございまして、いわゆる最低保障制度が導入された。これは従来の恩給法の觀念にはなかったわけでありまして、そういう制度も取り入れられたということは一つの画期的なことであると思っております。さらに五十一年には寡婦加算制度、遺族加算制度、こうした制度がとられたわけでありまして。

以上、こうした大きな改革というものは、いずれも受給者の立場から受給者により手厚くする、そうした思想がやはり一貫しておったと思うのでございます。今回言われているところのいわゆる総合勘案方式というものが、ある意味におきましては今までの恩給制度から見ても恩給法の流れから見ても、一つの大きな改革というふうなお立場でとらえているのかどうかその点について、長官が今おっしゃいましたこの総合勘案方式が今度とられたわけでありまして、いわゆる恩給の国家補償としての本旨というものが今回の改善措置によっても損なわれることなく貫かれたというふうに御認識でしょうか、その点伺いたいと思っております。

○国務大臣(高島修君) 先ほど野田委員の御質問にもお答えしたところでございますが、実は官民格差は正論というものがいろいろ国会あるいはマスコミ等々で論議をされて、そうしたことからいまして、共済年金と厚生年金との格差は正というように取り上げられたところでございまして。さらには、年金の一本化等を目指してのいろいろな改革を論議されてきたわけでありまして、そうしたことから共済年金の全面的な改正が行われて、改善につきましては物価スライド方式というものが導入されてきたわけでございます。

そういう中におきまして、恩給と共済年金とはその性質を異にするとは申しておりますけれども、一方がそのような形になっており、しかも公務員の大多数がそういう形になっておりますのに、恩給だけが全然かけ離れた形でやっておりますのかどうかということがまた行革等で指摘を

されまして、国家公務員の給与、物価その他の諸事情を総合勘案してという第二条ノ二の規定を適用せざるを得ない、そういう情勢になったということでございます。私ももといたしましては、しかしながら、基本的に共済年金とは性格を異にするというものを踏まえて、あくまでも公務員の給与というものを基準にしたが、その他の事情も総合勘案をして決めるという形をとらざるを得なかったわけでありまして。

今非常に物価が安定した状況にございますから、したがって、まあ物価が上がる数字が低いのにどつちかといいますと足を引っ張られたというような形になっておりますが、非常に物価変動が激しい場合にはむしろそのことがアップ率を引き上げることに逆にならざるを得ない可能性も残しておるわけでありまして、その辺につきましては今後、まだ行いまして二年しかたっておりませんので、もう少し推移を見ながら取り組んでいきたい、このように考えているところでございます。

○板垣正君 従来恩給改定につきましては、御承知のとおり、現職公務員の給与改定と何らかの関連の中で改善措置がとられてきたというものは現実の歩みでございまして。特に、四十八年度以降においては人事院勧告に基づく公務員給与の改定が行われる、それをもうそのままの指数として言うなればまさにそのままにスライドをして実施されてきた。あわせていわれる上薄下厚の立場から、あわせてそれに最低保障額の引き上げ措置も行われるという姿がほぼ定着して行われてきた、そのことが多くの受給者の気持ちの上においても非常に安定感をもたらしてきたということは事実であつたと思っております。

その立場から考えますと、この総合勘案方式というものはある意味では受給者にとっては非常に厳しい。今おっしゃったように、他の公的年金とのバランスという問題ももちろんございまして。同時に、冒頭おっしゃいました国家補償としての恩給のあり方、またそれを裏づけるところの公務員給与とスライドという形で定着して行われてきたと

いう、これはまあ当局のいろいろな御苦労もあり、いろいろな形でそこまで築かれて歩んできた。そういう場合に、この総合勘案方式と言われるものがどうも受給者の立場から見た場合に、国家補償との関連の中においても一体どういう姿で今後行われるのかという不安定感をもたらしている、そういう点でより問題があるのではないかと。きょう午前中野田委員が御発言ございました。私も野田委員の御意見に全く同感でございました。やはり今まで積み重ねてきた公務員給与とスライドというあり方を今後も続けるということが恩給制度の安定した営みの上でも最も望ましい姿ではないかと。端的に要望したいわけでありまして、御見解を重ねて承りたいと思っております。

○国務大臣(高島修君) 私も板垣委員がおっしゃるお気持ちには十分理解しておるつもりでありますし、総務庁の立場といたしましては板垣委員の御主張に沿うべく努力をしていきたい、このように考えて努力はしてきたところでありますが、反面、共済年金の受給者もかつてはベースアップに肩を並べて処遇の改善が行われてきた。それが、今度物価スライドですというのでがたつと下がっておる。そこで、同じやりの国からの給付を受ける立場でそれを全く考慮しないというふうな形では、やはりちよつと何と申しましょうか制度として、いわゆる格差というものについて問題にされるのではないかと。したがって、ぎりぎりのところとして総合勘案方式というものを採用せざるを得なかったというふうには私は理解しておるところであります。

本来ならば一定の方式が確立いたしまして、ベースアップが幾らあればそれに応じて幾らの率で恩給改定が行われるというルールが確立することとができれば一番望ましいこととありますし、私どもも仕事も楽であります。しかしながら、当面、今この総合勘案方式というものがよくよく発足いたしまして、実施いたしまして二回目ということになりますので、したがって、先ほど野田委員からも御指摘がありました、計算をして出てくる

数字というものが必ずしも一定の率になっていない。これは板垣委員などから大いにバックアップしていただきました結果がこういう数字になったということでありませうけれども、しかしながら、まだそれをこの率でというふうに固定することは今の段階では若干早いのではないかと。したがって、来年以降どうなるかということをお私に申し上げるわけにはまいりませんが、当面この形が安定するように努力をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○板垣正君 この恩給法二条ノ二、これはさつき申し上げましたように四十一年に設けられたわけでありませうが、確かにここには「年金タル恩給ノ額ニ付テハ国民ノ生活水準、国家公務員ノ給与、物価其ノ他ノ諸事情ニ著シキ変動が生ジタル場合ニ於テハ変動後ノ諸事情ヲ総合勘案シ速ニ改定ノ措置ヲ講ズルモノトス」、こううたわれているわけでありませうが、私はこの二条ノ二というのは大きな改革であったが、さつき申し上げたように、長年の恩給法、これはもう本法も大正以来の法律でございますが、にもかかわらず、いかなる場合にこの改定を行うかについての法的な裏づけ、根拠というものは全くなかった。それが改定という形で取り入れられたというふうに理解をいたしております。したがって、これが取り入れられた後も、さつき申し上げましたように、公務員給与にスライドをして四十八年以後定着して行われてきている。それが我々から言わせるならば今度急にいわゆる総合勘案方式である、こう言われるわけでありませう。そして、この二条ノ二というものが非常に引用されるわけですね。この総合勘案方式というのは、この二条ノ二にまさに書いてあります。「総合勘案」というのが書いてある。これを根拠にしているわけでしょうか。恩給局長いかがですか。

○政府委員(石川雅嗣君) 総合勘案方式と申しますのは、今板垣委員のお話のように、二条ノ二がそういった公務員給与でありますとかあるいは国民の生活水準でありますとか物価とか、そういういろいろなものを総合勘案して決めるということをやっているわけでございます。今回改定においてとっておりませうが、公務員給与や消費者物価の変動等を見ながら決めていくということでございますので、この二条ノ二の「総合勘案」という言葉を借用して総合勘案方式、こういふふうに申しているというふうに理解しているわけでございます。

○板垣正君 私は、二条ノ二というのはもう既に四十一年から設けられて、それ以後の改定のいろいろな経緯を経て公務員スライドで定着して行われてきている。そういう経緯がありますから、この場合、この二条ノ二の解釈というものをとってきて総合勘案方式、そしてこれを政府のお立場として主張されるわけですが、これも、どうも理解ができないわけですね。

この一・二五%今回決定を見たわけでありませうが、はつきり申し上げまして受給者の立場からは非常な不安感があります。この増額措置そのものが一体どうなるのか。そういうことから、最終的には大臣折衝の段階で決着を見たわけでございますけれども、その前日は明け方までかかって我々も大蔵当局等々との折衝に当たりました。あるいは受給者の立場からも、まさに夜を徹して成り行きいかん、こういう形で非常な心配をする、そういう中でようやくこの一・二五%というものが決定を見たわけでありませう。同時に、この問題については自民党執行部も中に行って、党の立場からいろいろな意見を述べ、それが最終的には恩給改定のあり方について改めて検討するということを党が申し合はせをしていくわけでありませう。これは党三役並びに我が党の内閣部会長あるいは恩給制度調査会長の連名、連署をいたしております。

これには、党としては恩給改定のあり方について国家補償の精神に基づき恩給法二条ノ二の趣旨及び従来の経緯を体して今後検討すると。これは十二月二十七日でございます。大臣折衝に党も間に入る形で二回目の折衝で決着をいただいたわけでありませうから、これは党の申し合はせでありませうけれども、この経緯については長官も御承知だと思ひますが、いかがでございますか。

○國務大臣(高島修君) ただいま板垣委員がお述べになりました経緯につきましては、私自身も十分承知いたしております。したがって、総務庁といたしましては、党側のそのような御検討が行われることにつきましては私も私どももいたしまして最大限の御協力を申し上げてまいりたい、このように考えております。

ただ、今の総合勘案方式というものにつきましては、これは本来は物価の方がどんどん先行して上がった場合ということ想定して恐らくできたものだろうと思ひます。しかしながら、今このような方式をあえてこの条項を適用して政府としてやらざるを得なかった最大の理由は、累次の臨調、行革審あるいはまた社会保障制度審議会等々におきまして、いわゆる公的年金とのバランスの問題というのを常に取り上げて指摘をされておられるわけでありませう。それらの指摘を踏まえてやはり臨調、行革審の答申は尊重するということからしてこのような方策を、このような総合勘案方式というものを採用せざるを得なかったという事情については御理解をいただきたいと思ひます。

○板垣正君 そこで、二条ノ二の引用をした総合勘案方式というものは、さつき申し上げましたように、私は今までの経緯等を踏まえまして非常に解釈が狭いのではないかと。むしろこの党の申し合はせでございますが、ここで明らかに三つの点を、要素といひますが、まず第一が恩給法の国家補償の精神ということをやっております。

(委員長退席、理事岩本政光君着席)
国家補償の精神、そして次に恩給法二条ノ二、そして従来の経緯、この三つをこれをまさに踏まえて検討するというのが、これが本当の意味の総合勘案と言へるんじゃないでしょうか。

やはり根底にありますが、これは国家補償の精神というものの、冒頭長官がおっしゃったとおりでございますけれども、恩給法も午前中お話をいたしました

とおりにこれはやがて消えいく法律であります。まさに戦後処理の法律でございませう。したがって、もう受給者も皆七十歳を超えておる。年間亡くなつていく方も非常に多い。しかも、これらの方々が言うならば恩給なり遺族年金等を唯一の頼りにして生きておる。従来の御配慮というものもいろいろあることを私も感謝しております。今、今の政府のお立場も決してわからないこととはありませうけれども、しかし恩給法の精神としてここで言っている従来の経緯ですね、その中で安定感を得た。しかも、財政的には今回の増額措置をとられてもやはり何百億の減を見えるというふうに、予算的にも一つの限界にきていると。

しかも、遺族一人一人が受けている国家補償、トータルをいたしますと、昭和二十八年から約千五百萬圓が復活したわけですね、約千五百萬圓。千五百萬圓ちよと超えた程度ですね、一人一人が受けているのが。これは今の時代から見ても決して十分なものとは言えないと思ひます。と

いつてまた関係遺族なり受給者が飛び抜けてさなる厚遇を求めようというのではなくして、せめて今まで安定して行われてきた措置をそのまま維持してほしいと、言ってみれば極めてさやかな謙虚な願いであります。にもかかわらずその問題をめぐってなかなか安定できない。夜を徹して心配しなやならない。あるいは毎日毎日年末ぎりぎりまで国会議員やら政府要路に陳情して回らなければならぬ。こうした遺族の姿というものは、私も一日も早く改めなければならぬ。

そういう面からも重ねてお願いしたいことは、総合勘案というものをただ二条ノ二ということじゃなくて、根本にあるのが国家補償の精神、それから二条ノ二、そして従来の経緯、こうしたものを大事に考えていただきたいと思ひます。これ以前は総理府で恩給局は見えておられた時代、今度は総務庁、これも行革の一端でありませうから今日の姿でございますが、総務庁長官は一面においてはこれ行革の推進役でございます。中心でございます。したがって、行革の方針と

いう形に沿ってあらゆる問題を処理していかなくやならない。同時に、今度は恩給局も長官のもとに置かれて、この面においては、今申し上げましたように、やはり従来の経緯等も踏まえた扱いというものを従前以上に御配慮願いたい。重ねてお願いしたいと思いますが、いかがでございますか。

○国務大臣(高島修吉) ただいま委員御指摘の従来の経緯等につきましては、私も十分承知しております。ただ、先刻来何回も申し上げておりますように、国家公務員として多年お勤めになつた方々がおやめになつて共済年金を受給されるようになって、その共済年金が〇・幾らしか上がらないというやうな中で、国家のためにこれは命をささげられた御遺族の皆様方につきましては、私も本当にこれはお気の毒でありまして最大限の努力をしなければならぬと思ひますが、同じく国家のために働かれて退職をされて恩給を受けておられるその方々は給与スライドそのままです。よというのでは、やっぱり格差論があらちこちから起つてくるのだらうと思ひます。

そういうことを配慮しながらも、総務庁といったしましては最大限公務員の給与改定を基準にするべく努力をしつやつておるといふのが現在の総合勘案方式であるといふに御理解をいただきたいと思ひます。党の方で今後適当な計算方法について検討されるということでありますれば、先ほど申し上げましたように、総務庁といたしましても最大限御協力を申し上げながらまた財政当局とも折衝してまいりたい、このように考えております。

○板垣正君 最後にもう一つですが、予算編成です。ね、人事院勧告が出される、これも実施の法案の問題といふのがあつたわけですが、いざこれにいたしましたもこの年末の段階では公務員給与はほぼ確定する、人事院勧告の扱いも決まるといふことであるならば、恩給といふのはそういう段階で追加要求を出すといふことでございませう。その点この手順で、長官今おっしゃつたように、

党の方でも一生懸命勉強していろいろ今後のあり方といふものを求めていかなきゃならないと思ひますけれども、もう大蔵原案を出す段階からやはりこの恩給受給者の来年度における増額措置についても当初予算大蔵原案に初めからのせと、そしてもう受給者もそれで公務員給与が上がり期待をしておつたそれが大蔵原案できつと出てくるといふやうな姿をぜひ総務庁としても強くお進めを願ひたいと思ひますが、いかがでございますか。

○国務大臣(高島修吉) 予算編成の仕組み等につきましては、あるいは局長から答弁してもらうことにしたいと思ひますが、事実関係の経緯だけを申し上げますと、実は私の方では何とかして今の状況からして一・二五以上は確保したいといふ気持ちで取り組んでまいつておつたわけでありまして、大蔵当局の方は一以下と、〇・幾つというやうなことを言つておりました。その間に相当の開きがあつたといふことであります。でありますから、仮に委員が言われるやうに大蔵原案内示の段階から数字を出してこい、こいといふことになりまして、恐らく大蔵としては今の〇・八とか九とかと、それは実は初めの下話の段階ではそれよりまだ低いやうなことも言つておつた向きもあるわけでありまして、したがつて今の内示方式でやりますと恐らく低い数字が出てきて、それをまた折衝して上げていくといふやうなことになる、結果的には同じことになつてしまふんじゃないだらうか。

今回の場合には、そういうやうな事態を踏まえながら党側からも非常に強いバックアップをいただいて、最終的に一・二五という数字でもとかく改善要求を出した、こいいう形になつておさまつたわけでございます。結果的にはどうも余り変わらないうことになるんじゃないかといふ懸念をいたしておりました。それよりも、もうちよつとこつ回を重ねることによつて、おのずから定着してきた方式といふものであれば一番かなといふやうに考えておりますが、いざにしても党側の御検討もまちながらやつてまいりたいと思つております。

○政府委員(石川雅嗣君) 今大臣からもお答えがございましたけれども、事務的に申し上げますと、概算要求の段階ではまだ私どもが要求する基礎になる数字、特に公務員給与の取り扱いにいたしましてもそれから年間の消費者物価の変動がどうなるかといふやうな数字も固まつておらないといふやうな状況もございませう。また、公的年金とのバランスといふやうなことも言われているわけでございますが、そちらの方の取り扱いがどうなるかといふやうなこともまだ全然方向が定まつておらない、こいいうやうな状況でございまして、概算要求の段階では私も恩給改善についての要求が出せない状況にあるわけでございます。いろいろな四圍の状況からだんだんそういうものが固まつてまいりますのは、やはり年末の予算折衝の時期にならないとなかなか固まつてこない、こいいうやうな事情もあるわけでございます。そこで私どもいろいろなものを考えながら恩給改善の要求を出させていた、こいいうことにはいたしているわけでございます。事務的にはこいいう事情もあるといふことを御了承いただきたいと存じます。

○板垣正君 ありがとうございます。終わります。

○飯田忠雄君 本日の恩給法改正法案の第四条と云うのがございませうが、これを見ますと、結局これは昭和四十一年の法律第二百一十一号の附則第八条の表の中の金額の改定であるといふふうに読み取れます。そこで、先ほど申しました附則の第八条を見ますと、大変この規定はわかりにくい規定でございまして、何が書いてあるのか普通の常識を持った人では判断しがたいやうな条文であります。

(理事若本政光君退席、委員長着席)

読んでみますと、普通恩給又は扶助料で、次の表の上欄の区分に対応する同表の中欄に掲げる区分のいずれかに該当するものの昭和六十二年四月分以降の年額がそれぞれ同表の上欄及び中欄に掲げる区分

に該当する同表の下欄に掲げる額に満たないときは、当該下欄に掲げる額をもつてその年額とする。

こいあります。そのことはそれでいいんですが、ここに「普通恩給」といふ言葉がございませうが、この普通恩給なるものは一体いかなるものかといふ定義がどこにも見当たらないわけでありませう。そこで、まずこの普通恩給といふものは何物であるかといふことをお尋ねいたし、それから次の問題に入りますが、いかがでしうか。

○政府委員(石川雅嗣君) 普通恩給と申しますのは、公務員が恩給を受ける最低の年限を勤務いたしましてその結果退職後受ける恩給、いわば私ども一般的に年功恩給と申しておりますけれども、それを普通恩給といふやうに言つてゐるわけでございます。

○飯田忠雄君 といいますと、一般公務員がこいうことになりまして、公務員の中にはいろいろなものがございませうが、恩給法の第二十条に文官の定義が書いてあります。この定義に書いてあるものはまことに雑多なものが書いてありますが、こいいう人たちが受けるのが普通恩給と、こいいうことでございませうか。

○政府委員(石川雅嗣君) この方々が恩給受給年限に到達いたしました後退職して受ける恩給が普通恩給、こいいうことでございませう。

○飯田忠雄君 ここに書いてある人たちは同じ在職年を在職すれば恩給がつくんでしうか。

○政府委員(石川雅嗣君) 恩給の最短受給年限と申しますのは、その公務員の種類によつて若干異なつてゐるわけでございます。一般的には、文官につきましては十七年、それから警察等の職員につきましては十二年、それから軍人につきましては兵、下士官が十二年、准士官以上が十三年、こいいうやうな区分けになつております。

○飯田忠雄君 同じ国家公務員でそのやうに年限が違ふといふことは、根拠はどこにございませうか。

○政府委員(石川雅嗣君) 恩給法の中で規定してございませう。

○飯田忠雄君 恩給法の中にありますけれども、なぜ警察官と普通の公務員は年限が違うのか、なぜ自衛官と普通の公務員は年限が違うのかという問題がございますね。これは普通恩給という言葉で一つにくくった場合に、内容は同じもののような感じを受けるわけです。普通恩給というものは同じ内容だ、こう受け取れますね。それが実は詳しく見てみたら同じではなくて個々ばらばらだということになりますと、このばらばらになった原因は一体何かということがやはり問題になると思います。時間がございませんで、私の方から少し述べてお答えを聞こうと思いますが、結局これは危険度が問題だったのではないかと。自衛官というものは普通のものよりも危険であるとかあるいは作業が厳しいとかという問題、警察官にも同じような問題があるということと差をつけられたのではないかと推測をいたしますが、そのように理解をしようといふかどうかお尋ねします。

○政府委員(石川雅嗣君) 恩給の所要最短期限につきましては、恩給制度が発足いたしました以来若干の消長があるわけでございますけれども、最終的には、先ほど申し上げましたような文官、教育職員等が十七年、警察、監獄職員が十二年、旧軍人につきましては兵、下士官が十二年、准士官以上が十三年、こういうようなことになっているわけでございます。これらの最短期限につきましては、その年限自体に絶対的な意味があるというわけではございませぬけれども、国が使用者としての責任と権限において公務員との関係あるいは経済上の取得能力の減耗の度合い、そういったことを考慮いたしまして、人事政策上の配慮も加えながら雇用条件の一つとして決められたものであるというふうに理解いたしております。

○飯田忠雄君 憲法の十四条を見ますと、こういう言葉が書いてあります。「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」こうありますね。ですから、例えば自衛官と一般公務員、警察官と一般

公務員という、これは身分でしょう。身分によって政府が恩給の最短期限に差別を加えておるといふことは憲法十四条に反するではありませんか。○政府委員(石川雅嗣君) 自衛官と一般の公務員これは公務員という範疇におきましては同じ身分を持つていて、こういうことであらうかと思ひます。ただ、仕事の内容といったようなものがそれぞれ異なっておりますので、それぞれのグループに応じて自衛官あるいは一般の公務員というように分けて分けられるというふうに考えております。

○飯田忠雄君 ただいまのような憲法解釈は、これは大変重大な問題を含みますよ。私はそういう解釈は誤りだと思ふ。結局、自衛官だから差別がないんだといったようなとらえ方、そういうとらえ方は従来から政府ではよくおやりになるが、こういう考え方は間違ひです。今差別問題で起ころうのは、同じ人間でありながら差別されるということとでしよう。これはある一つの特定の身分によって差別されるから問題になる。それは身分というのは違ひがあるんですよ。この身分とこの身分で差別するということは許さないということでしょう。同じ自衛官の中での差別の問題じゃないんです。自衛官と一般公務員の間でその地位によって、一つの職種というのによつて差別をするのは、その仕事の難易とかあるいは危険度とかいうことで差別をするのならこれはいいです。そういう差別は認められますが、そうじゃなしにそういうこととは一切ない、ただある地位についておるからというだけで差別するのは、これは許されません。憲法の十四条に反する問題です。

○飯田忠雄君 憲法の十四条を見ますと、こういう言葉が書いてあります。「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」こうありますね。ですから、例えば自衛官と一般公務員、警察官と一般

からその仕事の差があるではないか、大変な仕事に差がある、危険度においても差がある、だから危険なものには早く恩給を支給する、これは当然のことなんです。そういうことから差別するのならそれは立派な行政であつて、私はその差別を憲法違反とは申しません。これは憲法に違反してないわけですから、ところが、一般職と特別職ということになるとそれは許されません。○政府委員(石川雅嗣君) 私が申し上げましたのは、一般職、特別職というようにものを申し上げたわけではございませんで、公務員という点では同じ身分を有している、こういうことでございまして、それぞれの公務員の中のグループ分けにつきましては、職務の内容とかあるいは責任の度合いとか、そういうものによつてさらに細かい分けられ方があつて、こういうことを申し上げたわけでございます。したがって、恩給公務員の中でも、先ほどの一般の文官それから教育職あるいは警察職員、こういうようなグループを指してそういう名称を使つてゐるわけでございますけれども、これもやはりそれぞれの職務の内容に着目したグループ分けである、このように理解してゐるところでございませぬ。

○飯田忠雄君 それでは別の観点から質問をいたしますが、普通恩給という言葉が使つてありますと、この普通に対応するものはやっぱり特別でしようね。特別恩給というものはいかなるものを指すんでしようか。○政府委員(石川雅嗣君) 言葉の問題でございませぬけれども、普通恩給以外の恩給といたしましては、扶助料というのが一つございませぬ。これは公務によつて亡くなった方の遺族に対して支給される公務扶助料でありますとか、あるいは公務員が通常退職いたしました恩給を受けている方が亡くなりましてその遺族の方に支給されるようになります普通扶助料というふうなものもございませぬ。それからまた傷病者、公務によりましてけがをされたあるいは病氣になつたというような方で、経済

からその仕事の差があるではないか、大変な仕事に差がある、危険度においても差がある、だから危険なものには早く恩給を支給する、これは当然のことなんです。そういうことから差別するのならそれは立派な行政であつて、私はその差別を憲法違反とは申しません。これは憲法に違反してないわけですから、ところが、一般職と特別職ということになるとそれは許されません。○政府委員(石川雅嗣君) 私が申し上げましたのは、一般職、特別職というようにものを申し上げたわけではございませんで、公務員という点では同じ身分を有している、こういうことでございまして、それぞれの公務員の中のグループ分けにつきましては、職務の内容とかあるいは責任の度合いとか、そういうものによつてさらに細かい分けられ方があつて、こういうことを申し上げたわけでございます。したがって、恩給公務員の中でも、先ほどの一般の文官それから教育職あるいは警察職員、こういうようなグループを指してそういう名称を使つてゐるわけでございますけれども、これもやはりそれぞれの職務の内容に着目したグループ分けである、このように理解してゐるところでございませぬ。

的な稼働能力をそれによつて損なわれたというふうな方に対して傷病恩給というのが支給されるわけでございます。例を挙げますとそういうふうなことでございまして、普通恩給以外には今申しました扶助料や傷病恩給等があるということでございます。○飯田忠雄君 傷病恩給といふのは、一般の公務員でもいただけますか。○政府委員(石川雅嗣君) 傷病恩給につきましては、公務員がその公務に起因してけがをした、あるいは病氣になつたというようなことで退職せざるを得ない、その傷病の程度によりまして受けることが可能でございます。

○飯田忠雄君 それじゃ、戦争に行つてけがをしたとか軍人恩給というのはこの普通恩給に含まれるんでしようか。それとも何か別のものではないか。○政府委員(石川雅嗣君) 特に他の傷病恩給等の対象にならないで受ける恩給はすべて普通恩給でございませぬので、文官でありまして軍人でありまして、御本人が退職後普通恩給を受けるというところに一般的にはなるわけでございます。○飯田忠雄君 そこで、この表を見ますと、「普通恩給又は扶助料の基礎在職年数に算入されている実在職年の年数」、こうありまして、この年数につきましては四段階に分けてあります。そして、一番少ないのは六年未満というのがございませぬ。六年未満でも普通恩給または扶助料の基礎在職年数の中に算入されておる在職年数であり得るわけですね。そこで、私はこの規定の仕方が非常に不親切だと申し上げたいために今まで言つてきたんですよ。この条文をまともに読んだ場合どういふふうにとれますかという、例えば六年未満役人であつたあるいは兵隊に行つていたという人は、この条文を見まして、ああ自分も普通恩給をもらへるんだな、こう思ひます。もらへるのにもかかわらず、県庁に行つてそのことを言つたところが県庁からけんもほろろに追ひ払われた、まことにけしからぬ、こう言つて私のところへ泣き込んでお

的な稼働能力をそれによつて損なわれたというふうな方に対して傷病恩給というのが支給されるわけでございます。例を挙げますとそういうふうなことでございまして、普通恩給以外には今申しました扶助料や傷病恩給等があるということでございます。○飯田忠雄君 傷病恩給といふのは、一般の公務員でもいただけますか。○政府委員(石川雅嗣君) 傷病恩給につきましては、公務員がその公務に起因してけがをした、あるいは病氣になつたというようなことで退職せざるを得ない、その傷病の程度によりまして受けることが可能でございます。

いになる方が多いんです。そのもとはこの法律なんです。

それで、私はこれは幾つかの意味に実は理解を
してきただけで、一つは無理やりに解釈すれば
戦地加算など考えた場合のものでなからうかと
いう考え方、これも私の推測なんですね。もう一
つは、恩給から年金に通算される人の問題ではな
からうか、こういう解釈。そう二つの意味にとれ
るんです、この問題は。ところが、これにつきま
して政府の方の御意見を聞きますと、大分違つて
います。私は法律学は五十年もやっているとだ
ね。その専門家でありながら、この法文を見ても
かゆる想像をたたくしうしてもそういうことし
か読めない条文なんです。まして一般の法律なん
か勉強してない人がこれを読んだ場合にどうい
うことになるかといふと、自分は一年兵隊に
行つたんだが、ああもえらぶようになったか、こ
れはありがたいことになるでしょう。そう
いう点につきましてどうにお考えになります
か、お尋ねいたします。

○政府委員(石川雅嗣君) 今先生御指摘の点は、
恩給法が非常に読みにくい、わかりにくい、こ
ういふ御指摘かと思ひます。恩給法が難しいとい
うことは今先生の御指摘のとおりしつば言われて
いるところでございますけれども、これは一面、
年金制度に関する法令一般にも通ずるところで
ございまして、法令の性格からある程度はやむを得
ない点もある、こういうふうにお考えになっている
でございます。

すなわち、恩給法は大正十二年に制定されまし
てその後いろいろな変遷をたどつてきているわけ
でございますが、特に戦後は毎年のように改正が
行われて今日に至つておられるわけでございます。
そういうふうには、恩給法は恩給受給権という退職公
務員の権利を規定したものであると同時に、内容
が極めて技術的なものであるといふような二つの
面を持っておりますために、厳密かつ複雑な規定
がどうしても必要となつてまいります。こうした
ことから、幾つかの改正が積み重ねられてきて今

日では非常に複雑膨大な法体系になっている、こ
ういふことでございまして。しかしながら、法令の
内容は先生御指摘のとおりわかりやすいことが理
想でございます。技術的な制約はあるにいたし
ましてございまして、努力はしてまいりたいとい
ふふうに考えております。

なお、恩給局におきましては、恩給法令のわか
りにくさを少しでも緩和するという趣旨から、毎
年都道府県の職員に対して研修を行ひました
り、あるいは私どもの機関誌の「恩給」といふの
を発行し、あるいは「わかりやすい恩給のしくみ」と
いふパンフレットもつくりまして、これらに関係
方面に配付いたしましてその周知徹底を図つてい
るというところでございまして。

○飯田忠雄君 それでは、私は難しい難しくない
といふことは抜きにして、ここに現在書いて
ある言葉をどう理解したらいいかといふことにつ
いてお尋ねいたしますが、私はこの第八条を読み
まして、最初一体これはどういうことが書いてあ
るかわからなかつたんです。いろいろ推測をた
くしうした結果発見したのは、先ほど申しまし
たように、これは恩給と年金との二つが通算さ
れる人の問題で、その人の恩給に関する部分につ
いての在職年数のことであらう、こう理解をした
んです。そう読めるんです、これはね。これは専門
家が読むとそう読めるんですよ、法律の専門家が
読んだ場合はね。それで、それにつきましてそう
いう理解でいいのか悪いのか、お尋ねします。

○政府委員(石川雅嗣君) 先生ただいま御指摘の
点は、今回の改正法であれでございまして、普通恩
給及び普通扶助料の最低保障額に關します表を例
にとられておつしやつておられるといふふうに思
うわけでございましてけれども、この表の表側と申
しますか、表の横に書いてあるまず一番上の段に
「普通恩給又は普通扶助料」、その次の段に「普通
恩給又は普通扶助料の基礎に在職年に算入されて
いる実在職年の年数」、それから一番下に「金額」、こ
ういふふうな欄があるわけでございます。今お話
しのことはこの真ん中の段の「普通恩給又は普通

扶助料の基礎に在職年に算入されている実在職年の
年数」、この欄についてのお話だといふふうに今
先生のお話を伺いながら私理解させていたのだ
わけでございますが、この欄を見ましたときに
「普通恩給に關する最短恩給年限以上」であり
ますとか、あるいは「九年以上普通恩給に關する
最短恩給年限未満」でありますとか、こういう
たやうなことがいろいろ区分けして書かれてい
るわけでございます。

まず、この表側の「普通恩給又は普通扶助料の
基礎に在職年に算入されている実在職年の年数」、
これを読む場合には、全体として普通恩給または普
通扶助料の受給資格を有するといふことがまず前
提になつていふことが一つあるわけござ
います。その次に、「基礎に在職年」と申しますのは、
最短恩給年限以上になつていふその在職年でござ
います。これは実際に勤務した年数と、それから
軍人の場合には加算年等がございまして、そ
ういふものを加えた在職年、これが「基礎に在職年」
といふことになるわけでございます。この加算
年を加えた基礎に在職年に算入されております
ところの実際に勤務した年数、これがこの表
側の意味でございまして。

○飯田忠雄君 その御説明はそのとおりだと思
います。この規定の仕方が非常にわからぬと思
います。これは、真ん中の欄です、普通恩給の基礎
に在職年に算入されている実在職年の年数とし
て、「六年未満」とか、「六年以上九年未満」とか、
「九年以上」云々、こうございましてね。こういう数
字を見たときに、こういう年数で恩給がもらえる
とはだれも考えない。そうすると、ここに書いて
ある年数というのは普通恩給のもらえる年数であ
るけれども、それは通算して十七年とかいふ、つ
まり後の制度と合せて十七年といふ場合の年数
のことではないかといふふうに常識的には読める
んです。常識からいいますとね。特別に例えはこ
れは戦地加算の問題だといふふうに限定して読む
といふことになりまして、それは特別の配慮が要
るんです。この規定これだけを読んだ場合にはと

ても戦地加算の問題だとは読めない。だから推測
すれば、結局先ほど言ひましたように、通算の場
合かといふふうには誤解を受けるものであります
ね。私は現に誤解したんです。これ、法律ばかり
やつてきた者はそういうふうには誤解するんです。
それで、政府の方では誤解をならぬよう説明な
さるが、説明を聞かなければわからぬやうな規定
の仕方では困りますよといふことなんだね。国民
は法律の専門家でもないし、政府の考えはわか
らないんです。ですから、この改正案を見て小躍り
りして喜んだ、自分は六年未満だけれどももら
えるのかいなど。ここに書いてあるのは基礎に在職
年に算入されている実在職年であります。これ
は、逆に言えば算入してもらえない実在職年とい
ふふうに読めるんです。国民の側から見れば。上
からの問題じゃないし国民がこれを見ておつた場
合には、ああ自分は六年いるんだからこれは算入し
てもらえるのかなと思ふ書き方です。この日本語
を読んだ場合には。それで、多くの人がこれを読
んでぬか喜びをしておられるわけですね。

それがもとになつて、この昭和四十一年の以後
の問題ですよ、恩欠問題が起きてきた。恩給欠格
者問題というものがやがて運動として発生し
たのはそれ以後の問題でしよう。今日非常にま
す盛んになつてきておる。その盛んになつてき
た根拠はこの改正案のわかりにくさにあるわけ
です。それで、これは幾ら政府でどういふ意味で
こういふ意味ですと云つて御説明になつても、法
律としてはつくり文字として出た以上はこれがひ
とり歩きするものでございましてね。ひとり歩き
しますといふと、もう政府の方の御弁解は大変苦
しい御弁解になると思ひますよ。で、どんなにこ
の恩給法の解説を出してみても、それは政府の方の
解釈であつて実際の法律はそうではないんじやな
いか、こういうことになりかねない。

そこで私は、この問題を私は私の支持者から毎
年毎回の責められられてきていますから、御質
問するんです。それで、私の立場からあなた方は
ないですよと言ふだけども、ないはずはない、

法律にあると書いてあるじゃないか、それはお役所の方で自分を入れてくれない、差別をしておるからの問題であつて、差別を抜けば入るはずだ、こういう御見解が国民の多くの人のこの法律から受ける見解であるわけです。こういう点についてどのように対応なさるのか、御質問申し上げます。

○政府委員(石川雅嗣君) たいだい申し上げましたように、この普通恩給または普通扶助料の基礎在職年に算入されている実在職年の年数と申しますのは先ほどお答え申し上げましたようなことで、いずれも恩給法中の言葉を丹念に理解していただければ私共が先ほど申し上げたような結果になるというふうに私どもは考えているわけでございます。

たゞ、委員御指摘のとおり、全く法律の予備知識がないあるいはこうした難解な法律を初めてごらんになるといふような方にとりましては、大變理解しにくい面があるといふことは私どももわからないわけではございません。そのために、恩給の受給資格につきまして、最低の資格はこういうものですといふことをわかりやすくいろいろな機会に御説明するといふことにしているわけでございます。そういうことで、先生のお話のように、こうした改正の話も聞いてあるいはもたらえんじやないかといふことで相談に来たけれども、あなたの場合には最低年限に達しておらないといふようなことで断られたというお話があるといふことは、私どもも決してそれを否定するものではございませんけれども、しかし制度は制度としてそういう形になっているといふことを私どももできるだけ窓口で丁寧に御説明申し上げて、御理解をいただくようなことをいたしているつもりでございます。今後ともできるだけそういうことで対応させていただきます。このように考えております。

○飯田忠雄君 それでは、これは今後こういう問題についてはわかりやすい法律にまともていただきたという希望を述べまして次に移りますが、恩給法がいかにずさんな法律であるかといふ一つの例として、もう一つ先ほどの二十条の規定から申しますと、この二十条に掲げてあるものの中には海上保安庁長官、海上保安庁次長、警備救難監といふのが書いてありません。この海上保安庁長官、海上保安庁次長、警備救難監といふのは海上保安官ではないといふことが海上保安法に書いてあるわけです。それで、そういう海上保安法ができたからこの六号に「海上保安官」といふ職名が書いてあるんですが、当然この海上保安官といふ職名を書かなければ同時に海上保安庁長官、次長、警備救難監といふのが二号か三号かどこかに載らねばならぬ問題であります、それが書いてないのです。

京大学の憲法の一審權威のある先生が八月十五日革命説をはっきりと著書に書いておられるからです。八月十五日に革命が起こったといふことであるならば、大日本帝国憲法はその段階で消滅しておるはずで、そして日本国憲法は発布されたときに新しくできたといふことになるんです。私自身は、そういう革命説は実体にそぐわないと思ひますから、誤りだと思ひていますよ。革命説は誤りだと思ひていますが、しかし少なくとも學説としては有力であるといふことになる、国家公務員の上級職を受けた人の大部分はその先生の憲法の教えを受けておる人ですから、そういう人たちが一体どういふ認識を持っておられるかを尋ねたい。

○政府委員(石川雅嗣君) たいだいまの海上保安庁長官あるいは海上保安庁次長という職は、御指摘のとおり、二十条の第二項第十号で読んでおるわけでございます。その根拠は昭和二十七年十二月二十九日の総理府告示第二九十九号というので、「恩給法第二十条第二項に規定する官職に関する件」といふ告示が定められておりますが、その中の運輸省の項の中に「海上保安庁長官、海上保安庁次長、警備救難監、海上保安官(一等海上保安士の階級以下の階級を有する海上保安官を除く。)」と、それから「高等海難審判庁長官、海難審判庁審判官」といふようなことが規定されているわけでございます。

○飯田忠雄君 これは特にそういうふうな差別されたのは該当者が一人であるからという意味でしょうか。例えば第三号では「法制局参事官」といふのがございます。「若ハ法制局事務官」というのもございますね。こういうふうに官名が挙がっているわけですが、ところが海上保安庁長官といふのは一人しかいないから、もう面倒くさいから除けと、こういう考えでしようか。

○政府委員(石川雅嗣君) これは、官職と申しますのはいろいろ数多くあるわけでございます。そこでそれらを法律にすべて列挙しておけば非常に見やすい、わかりやすいといふことは確かにあるうかと思ひますけれども、これを列挙するかわりに先ほどの二十条の第三項に規定を設けて、これを読んでみますと、「前項第十号ニ規定スル官職ニ該当スルヤ否ヤ疑ハシキモノニ付テハ内閣總理大臣之ヲ定ム」と、こういう規定でございますが、これによりまして今申し上げましたような職を含みます各省の關係の多くの職をこの総理府告示で指定させていただいている、こういうことでございます。

○國務大臣(高島修君) 飯田先生は法律の専門家でいらつしやいまして、専門家に素人がお答えをするといふのはどうもいかなものかと思ひますが、最近の東大の憲法の先生はどういふ講義をしておられるかわかりませんが、私は実は宮沢俊義先生から憲法の講義を受けました。そのときには、確かに先生がおつしやるように、新憲法と旧帝國憲法との間の継続性の問題につきまして、いわゆる天皇主権から国民主権に変わった、そういう意味合いにおいてまさに革命的な意味を持つ、手続的には継続はしておるけれども、いわばそこにおいて一つの革命が行われたといふふうに見ることができるといふ趣旨の講義をされたといふふうに記憶をしております。しかしながら、宮沢先生もおつしやっておられますように、帝國憲法から新憲法には全く帝國憲法の手続に従つて憲法改正が行われたわけでございますので、したがつてその間に國家としての継続性はあるといふふうに私どもは理解しております。

○飯田忠雄君 それで安心して次の質問に入りますが、もし革命だと言われたと次の質問ができなかつた。

○飯田忠雄君 それでは、これは今後こういう問題についてはわかりやすい法律にまともていただきたという希望を述べまして次に移りますが、恩給法がいかにずさんな法律であるかといふ一つの例として、もう一つ先ほどの二十条の規定から申しますと、この二十条に掲げてあるものの中には海上保安庁長官、海上保安庁次長、警備救難監といふのが書いてありません。この海上保安庁長官、海上保安庁次長、警備救難監といふのは海上保安官ではないといふことが海上保安法に書いてあるわけです。それで、そういう海上保安法ができたからこの六号に「海上保安官」といふ職名が書いてあるんですが、当然この海上保安官といふ職名を書かなければ同時に海上保安庁長官、次長、警備救難監といふのが二号か三号かどこかに載らねばならぬ問題であります、それが書いてないのです。

○飯田忠雄君 これは特にそういうふうな差別されたのは該当者が一人であるからという意味でしょうか。例えば第三号では「法制局参事官」といふのがございます。「若ハ法制局事務官」というのもございますね。こういうふうに官名が挙がっているわけですが、ところが海上保安庁長官といふのは一人しかいないから、もう面倒くさいから除けと、こういう考えでしようか。

○政府委員(石川雅嗣君) これは、官職と申しますのはいろいろ数多くあるわけでございます。そこでそれらを法律にすべて列挙しておけば非常に見やすい、わかりやすいといふことは確かにあるうかと思ひますけれども、これを列挙するかわりに先ほどの二十条の第三項に規定を設けて、これを読んでみますと、「前項第十号ニ規定スル官職ニ該当スルヤ否ヤ疑ハシキモノニ付テハ内閣總理大臣之ヲ定ム」と、こういう規定でございますが、これによりまして今申し上げましたような職を含みます各省の關係の多くの職をこの総理府告示で指定させていただいている、こういうことでございます。

○國務大臣(高島修君) 飯田先生は法律の専門家でいらつしやいまして、専門家に素人がお答えをするといふのはどうもいかなものかと思ひますが、最近の東大の憲法の先生はどういふ講義をしておられるかわかりませんが、私は実は宮沢俊義先生から憲法の講義を受けました。そのときには、確かに先生がおつしやるように、新憲法と旧帝國憲法との間の継続性の問題につきまして、いわゆる天皇主権から国民主権に変わった、そういう意味合いにおいてまさに革命的な意味を持つ、手続的には継続はしておるけれども、いわばそこにおいて一つの革命が行われたといふふうに見ることができるといふ趣旨の講義をされたといふふうに記憶をしております。しかしながら、宮沢先生もおつしやっておられますように、帝國憲法から新憲法には全く帝國憲法の手続に従つて憲法改正が行われたわけでございますので、したがつてその間に國家としての継続性はあるといふふうに私どもは理解しております。

○飯田忠雄君 それで安心して次の質問に入りますが、もし革命だと言われたと次の質問ができなかつた。

○飯田忠雄君 それでは、これは今後こういう問題についてはわかりやすい法律にまともていただきたという希望を述べまして次に移りますが、恩給法がいかにずさんな法律であるかといふ一つの例として、もう一つ先ほどの二十条の規定から申しますと、この二十条に掲げてあるものの中には海上保安庁長官、海上保安庁次長、警備救難監といふのが書いてありません。この海上保安庁長官、海上保安庁次長、警備救難監といふのは海上保安官ではないといふことが海上保安法に書いてあるわけです。それで、そういう海上保安法ができたからこの六号に「海上保安官」といふ職名が書いてあるんですが、当然この海上保安官といふ職名を書かなければ同時に海上保安庁長官、次長、警備救難監といふのが二号か三号かどこかに載らねばならぬ問題であります、それが書いてないのです。

○飯田忠雄君 これは特にそういうふうな差別されたのは該当者が一人であるからという意味でしょうか。例えば第三号では「法制局参事官」といふのがございます。「若ハ法制局事務官」といふのもございますね。こういうふうに官名が挙がっているわけですが、ところが海上保安庁長官といふのは一人しかいないから、もう面倒くさいから除けと、こういう考えでしようか。

○政府委員(石川雅嗣君) これは、官職と申しますのはいろいろ数多くあるわけでございます。そこでそれらを法律にすべて列挙しておけば非常に見やすい、わかりやすいといふことは確かにあるうかと思ひますけれども、これを列挙するかわりに先ほどの二十条の第三項に規定を設けて、これを読んでみますと、「前項第十号ニ規定スル官職ニ該当スルヤ否ヤ疑ハシキモノニ付テハ内閣總理大臣之ヲ定ム」と、こういう規定でございますが、これによりまして今申し上げましたような職を含みます各省の關係の多くの職をこの総理府告示で指定させていただいている、こういうことでございます。

○國務大臣(高島修君) 飯田先生は法律の専門家でいらつしやいまして、専門家に素人がお答えをするといふのはどうもいかなものかと思ひますが、最近の東大の憲法の先生はどういふ講義をしておられるかわかりませんが、私は実は宮沢俊義先生から憲法の講義を受けました。そのときには、確かに先生がおつしやるように、新憲法と旧帝國憲法との間の継続性の問題につきまして、いわゆる天皇主権から国民主権に変わった、そういう意味合いにおいてまさに革命的な意味を持つ、手続的には継続はしておるけれども、いわばそこにおいて一つの革命が行われたといふふうに見ることができるといふ趣旨の講義をされたといふふうに記憶をしております。しかしながら、宮沢先生もおつしやっておられますように、帝國憲法から新憲法には全く帝國憲法の手続に従つて憲法改正が行われたわけでございますので、したがつてその間に國家としての継続性はあるといふふうに私どもは理解しております。

○飯田忠雄君 それで安心して次の質問に入りますが、もし革命だと言われたと次の質問ができなかつた。

行きます場合には、純粹に民族協和の理想国家をつくるんだ、自分はその使命を持って行くんだというところで行きました。そして、そのとおり働いたんです。ところが、最近いろいろ当時の満州国に関する秘密書類が公刊されました。それを見ますと、これは明らかに外国が申しますように、いかい政權だということになります。私はいかに政權と云うのも間違いだと思ふ。かいかいであつたのは皇帝と皇帝の配下にあつた中国人の職員だけです。それがかいかいであつた。日本人はかいかいでなくて、日本そのものであつたと、最近出てきた秘密文書でそう判断せざるを得ないと思ひます。

行つた役人自身は純粹に理想国家をつくるというところ、それは主観的にはそうであつたんだが、客観的につづられたものはそうでなしに日本そのものであつた。関東軍司令官が頂上においてそのもとに満州国政府をつくると、内面指導をするとはつきり書いてある。内面指導ということはどういうことかという、満州国政府の中に入つて自分の思ふとおりに操るといふことですよ。操られるのは皇帝とか満州の人たちです。操る仕事をやつたのは次長以下日本人です。お亡くなりになりました岸先生もその一人であつたんですね。これはもう間違いない事実です。そうなりますと、あの満州国というものが実は日本そのものであつた。そうであるなら、満州国の日系公務員は日本公務員そのものではないかという疑念が私にはわいてきました。最近たくさん文獻が出されました。これをぜひ読んで研究してくださいよ。それを研究しなければ憲法の正しい運用、正しい改正は難しいと思ひます。

当時私も非常に疑問に思つてましたのは、満州国の紙幣が全部日本の紙幣と等価交換ができる、物価がどんなに違つても等価交換ができる、それを不思議に思つておりました。それから、日本で貯金しておつた貯金は全部おろして満州国の貯金に入ると、こういう命令があつたんですね。というのは、満州国の貯金も日本の貯金も郵便貯

金は同じだ、通帳は満州のどこでも即相互に通用する、それは事実であつたし、そのために私どもは財産を満州へ全部移した。ということは、今から考えてみますと、日本であつたからだと、つまり少なくとも日系官吏は日本の官吏として考えられておつた、上の方では、ということを確認するを得ないわけですね。こういう点につきまして、主観的な問題を取り上げて今までは否定されておりました。しかし、客観的な事態をとらえるならば、はつきり日系官吏は日本の政府職員である、少なくとも準政府職員である、例えば軍人に対する軍属のようなものであるということを私は認めるべきものだと思います。その点についてのまゝ御研究が足らなければいけません。研究をしてもらつてからでもいいですが、私の話を大体信用していただいて、どういふふうにお考えになるのか。これは長官の御意見どうですか。

○政府委員(石川雅嗣君) 今先生から大変難しいお話を承つたわけでございますが、その先生のお話に関しまして私も十分責任を持つてお答えする立場にはないわけでございますけれども、ただ私もこれまで理解しております考え方を申し上げますと、満州国政府に勤務する日系官吏といひますものは、満州国における法令の規定によりまして任命され、あるいは満州国の官吏としての身分を有し、満州国の公務に勤務してゐたという方々であるというふうには理解してゐるわけでございまして、そうした点からも我が国の官吏と同じというふうには考えられない、やはり我が国の官吏ではないということでもって従来考えてきてゐるところでございます。

○飯田忠雄君 今の御見解は表面のごまかしのことだけを見られての御見解なんですね。最近たくさん出ておられます満州国建国当時から終戦までに至る関東軍司令官から出された命令をぜひごらんになっていただきたい。そして、満州国というものが日本をおいてはないという問題ですね。しかもあの文章の中ではつきりしてありますことは、満州国皇帝は日本天皇の大御心を大御心とする

ことによつてのみ存在し得るものであるとはつきり書いてある。つまり、天皇の心を心として初めて満州国皇帝であり得るということなんです。それを関東軍の指令で書いていますよ。そして、もし天皇の心に反するような皇帝はいつでも首にする、その権限を持つておつたのが関東軍司令官です。その関東軍司令官のもとに日系官吏というものが構成されておつたということを最近発見しました。当時行つた我々の主観ではそういう考えはなかつたですね。あくまでも理想国家で民族協和を築き上げるんだということであつたんで、日本国政府の客観的な構築状況はどうであつたかというところを私は今問題にしているんです。本人が満足して死んだからどうでもいいという問題ではない。客観的にどういふものであつたかということからとらえるべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(高島修君) どうも旧満州国がどんな形のものであつたかということにつきましては、残念ながらお答えをする知識も何もございませぬ。ただ、先生が客観的と言われることが果たして客観的であつたのかどうか、それは軍の主観でそのようなことを考えておられたのではないかと、いふような感じもしないではないところでございします。いずれにいたしましても、今の恩給法は旧満州国の官吏ないしは軍人の問題については対象とすることは考えておりませんし、私もいいたしましては、ただいまのところそれを対象にすることを検討する考えも残念ながらございません。

○飯田忠雄君 長官、そんなに簡単に考えないと言つてしまつたんじゃないや困りますよ。先ほど長官は旧日本帝国と現在の国家との間には継続性があるとおっしゃつたでしょう。継続性がある、同一性があるとおっしゃつた。私も同一性があると思ふんです。はつきり同じ国なんです。日本国民でだれ一人別の国とは思つておりません。あるいはあるかもしれませんが、それはほんのわずかの人が別の国だと思つております。大部分の人は別

の国とは思つてないんです。その証拠に、今日大日本帝国時代につくられた刑法、民法、今なお生きております。それによつて裁判が行われておる。昭和という年号は戦前から今なお一貫して続いております。今の天皇は、職務こそ象徴という職務に変わられたけれども同じお方が続いております。天皇として、天皇の地位におられるのは一貫して今の天皇です。どこに一体革命というものがあつたかということを認め得るか。全然事実として革命などはないんですよ。ないものをあつたと理論的にこじつけるだけの話でございまして。現実には革命はない。

そうであるなら、私は申し上げたいのは、扇動されてそれに乗つたのは悪いかもしれませんが、満州へ行つてそのとき国のために殉じようということと一生懸命やつた、そういう人たちは軍人も文官も同じではないかと申し上げたい。召集されれば恩給の対象になるけれども、召集ということになつただけで一生懸命に働いても恩給も何もないということでは、余りにも客観的に材料が同じものに対する差別だと私は思ひます。材料は同じなんです。そういうものを身分によつての差別をする。満州国官吏という身分、日本国官吏という身分による日本人の日本国民に対する差別ではありませんか。そうであるなら、明らかに憲法の十四条違反です。この点についてどうか御答弁願ひます。

○国務大臣(高島修君) 先生と私と世代がちよつと違ふせいか、満州国が日本国と同一だといふような考えはとも持ち得ないところでございまして、あるいは岸信介元総理にでもよみがえつていただいて答弁していただければもっと先生のお気に召したような答弁ができるのかもしれないのでございしますが、いづれにいたしましても、ただいまのところ先生がおっしゃるようなことを私どもとしてはちよつと考え得ないところでございします。○飯田忠雄君 それでは長官、関東軍司令官は日本の軍人であつた、そして関東軍というものが満州に現実には存在して満州国政府を内面指導したと

いう、その事実はお認めになりませんか。
○國務大臣(高島修君) それはあの当時関東軍の影響というものは非常に大きかったでありましようけれども、満州国というものはあくまでも満州国でございまして、日本国ではないという認識をいたしております。

○飯田忠雄君 これは、それでは後ほどまたこの次の機会に文献を持ってきて答弁を求めますが、もう明確に日本と同じなんですよ。皇帝自身が天皇の心を心としなければいけません。文章に書いてあるんです。文章があるんです。そういう文献をやはり私は日本政府でもよく勉強されて、そして客観的に存在したものに対してはそれに対応するということをやっていたらいい。それでなければ、同じ日本人に対して身分による差別をすることです。満州国官吏という身分、日本国官吏という身分によって同じ日本人を差別する、それは許されないでしょう。日本国憲法の十四条違反です。このことは何も私だけがここで言っておることじゃありませんよ。文献に書いてある。

それから問題は、大日本帝国時代につくった満州国であるけれども、その大日本帝国の延長が今日の日本国なんです。その責任はやはり現在の政府にある。大日本帝国時代の政府のやったことは、当然国が延長であるならば責任は今の政府にもあると言わざるを得ないのです。そういう点で差別をしてもらっては困りますよ。旧満州国官吏、旧日本国官吏、その間で差別するというのは困るわけですね。この問題は憲法問題としてぜひとらえていただきたいということを私は要望します。それで、勉強してくださいよ、これね。そうでないと、国のために働いて純真な気持ちで死んでいった人たちに顔向けができない。ぜひこれは勉強をしていただきたい、こう思います。

それでは、次の問題に入ります。これは一般論に入りますが、総務庁長官が恩給を取り扱う官庁の長としておいでになるわけですから、長官として恩給というものはどういうものとして考えてい

こうとなさっておられるのか、基本的な考え方ですね、それを御所見を承りたいと思います。

○國務大臣(高島修君) 恩給につきましては学説はいろいろあるようでございしますが、私もたしとしては、相当年限忠実に勤務して退職した場合、または公務による傷病のために退職した場合、または公務のために死亡した場合において、国がその者との特殊な関係に基づき使用者としてその公務員またはその遺族に給付するものである。その意味において国家補償的性格を有する年金制度である、このように考えております。

○飯田忠雄君 この恩給というものは恩恵的なものなんでしょうか。それとも生活補給的な意味を持つんでしょうか。その点はどうか。頭からおまえ働いたから褒美にやると言ってくれるものなのか、それとも公務員が年をとって生活するのに困るから生活補給の意味でもって与えるというこの意味があるのかどうか、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(石川雅嗣君) 今大臣からお答えいたしましたように、恩給は国とその公務員との特殊な関係に基づきまして国が使用者として公務員またはその遺族に給付するということでございまして、その意味において国家補償的性格を有する年金制度である、こういうふうにご理解しているとよろしいです。

○飯田忠雄君 生活補給金であったかどうかという点をもう少しはつきりおっしゃってください。

○政府委員(石川雅嗣君) 恩給の性格につきまして、確かに学者の中には恩恵であるとかあるいは保険料であるとかいろいろな説をお述べになる方がおられることも確かであるかと思いますが、それとも、恩給局といたしましては恩給の基本的な性格、先ほど大臣が御答弁申し上げましたように考えております。

○飯田忠雄君 というのは、生活補給金として考えていいということでしょうか。

○政府委員(石川雅嗣君) 公務に長年尽くされて退職した方々の生活のある面では大事な糧にな

る、そういうところをえればおっしゃるような考え方でもできるということであるかもしれせん。しかし、基本的な性格としては先ほど申し述べましたようなことで私どもは理解いたしております。

○飯田忠雄君 恩給につきまして支給年限という、つまり年ですね、支給される年、こういうものはどのように考えられておられますか。

○政府委員(石川雅嗣君) 現在の恩給法の規定では、新規に公務員を退職して恩給の受給者になるというふうな方はおられないわけにございまして、昭和三十四年の十月に現職の国家公務員はすべて共済組合の組合員に切りかえられている、こういう点から申し上げますと、現在の恩給法では支給年齢は共済組合等と比べまして法に規定されている年齢は低うございしますが、実際に受給する方はそれよりも年をとっておられる方になっていて、こういう実態でございまして。

○飯田忠雄君 結局、年をとってしまったからと見ていいじゃないかと、こういうことだと思えますが、年をとったからこその生活ということが大変な問題だと思えます。殊に経済価値の変革というものが恩給受給者には大きな問題となっております。

そこで、恩給というものとその後年金というものが続いた場合に、恩給の部分については年金の部分の上がり方と同一の上がり方をすることによってなってしまう。以前は恩給の部分に計算して足したんですね。最近はそのじゃないでしよう。一本でしよう。ということは、生活補給金であるにもかかわらずそれをただ値下げしようという試みがなされておられるように思われるんですが、いかがですか。

○説明員(山口公生君) お答え申し上げます。

恩給から共済というふうな歴史的に制度が変わって今日に至っておられるわけにございしますが、実は先生の御指摘のように、六十一年の改正までは二つの方式いずれかを選択するというふうな形になっ

ておりました。それを端的に申しますと、先生の御指摘のように、恩給と共済を一緒に足すというふうな考え方、それからもう一つは、これはむしろ所得の低い方の方に有利なんです、厚生年金などと同じように定額部分というのがありまして、その上に報酬比例が乗るといふ形、いずれかその人の選択という形で来たわけにございまして。

ところが、六十一年の四月の大改正によりまして原則的には非常に俸給の高い人に有利であった前者の方式は廃止になりました。それで、後者の厚生年金と同じ仕組みが原則になったわけにございまして。別に意図的に切り下げというわけにはございせんが、恩給制度から引き継いだ共済年金制度も三十年近くたちまして、公的年金としての位置づけから見まして厚生年金等と同じ仕組みに変えたという歴史的な経緯でございまして。

○飯田忠雄君 それでは、恩給年限とそれから現在の共済年金とが一緒、この続いた年金をもらっておられる人は相当年配だと思えますが、こういう人たちが大体どのぐらいの支給になっておられるとお考えでしょうか。年額、大体の平均した年額でいいですか。

○説明員(山口公生君) 国家公務員の場合は三十四年の十月で制度が変わりました。したがって、例えば三十四年の四月に入った方はその四月から十月分までは恩給相当期間、こうなるわけにございまして。三十四年十月以降は共済期間、こういうふうになるわけにございまして。いずれにせよ、最近おやめになる方も恩給期間を持っている方がまだかなりいらっしゃるというのが現状でございまして、そういう方々をすべて平均しますと大体国家公務員で年間二百二十万円ぐらいという数字になっております。

○飯田忠雄君 年間二百二十万円というのは、現在でいきますと生活費のうちのどの程度までのものを見るときでございましょうか。例えば夫婦二人でおりまして食事ができればいいという程度なのか、家も住んでという程度なのか、小遣いも使っ

てという程度なのか、いろいろあるでしょうね。年をとりますと孫に小遣いをやらなかったら不人気になるでしょう。そういう問題も含んでの金が計算されておるのかどうかという点で、どのような御見解でしょうか。

○説明員(山口公生君) 実はその生活費とのかかりでどれくらいかということになりますと、年金だけの生活の場合もあるでしょうし、ほかの所得あるいは資産所得、利子等もございまして、そういう形では余り計算しておりませんが、私どもが今度の年金改革に当たって考えました大まかな給付の水準というものは、要するにその方が在職した期間の平均的な報酬、平均標準報酬と申しますが、それの大体六九%ぐらいをめどに設計をしたわけでございまして、それがどれくらいその方の生活を保障するかということになりますとなかなか難しいところがございますが、抽象的に申し上げますと基本的な部分に充てられておるというふうな表現をしております。

○飯田忠雄君 それでは、その今おっしゃった金額で計算して、将来の恩給受給者の数とそれから予算との関係でどういうふうに移していき、変わっていくというふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(石川雅嗣君) 恩給の受給者数及び予算の将来推計につきましては、恩給受給者の失権による減少等どのように見込むか、また恩給改善をどのように織り込むかという点で、社会経済情勢にも影響される面が非常に多いわけでございましてなかなか難しい問題でございまして、仮に昭和六十三年度予算において見込みました受給者数などを基礎といたしまして、二つの前提、すなわち一つは厚生省の人口問題研究所が昭和六十一年度のデータによって作成いたしました簡速静止人口表の年齢別死亡率などを用いて受給者数を算出する、それから二つ目は現行の恩給制度のまま昭和六十四年度以降恩給改善がなく推移する、こういう二つの前提のもとに推計させていただきますと、五年後の昭和六十八年度には受給

者は約百八十三万人で恩給予算額は約一兆四千二百億、十年後の昭和七十三年度には受給者は約百五十二万人で恩給予算額は約一兆一千億、この程度になるのではないかと見込んでおります。

○飯田忠雄君 恩給受給者の数はどんどん減つてまいりますから、予算が少々のこと多くても心配はないと思ひますが、今一兆円そこそこの金額です。それを余り節約されて、恩給受給者がみじめな思いになるのは困るのではないかと思います。

そこで、お尋ねしますが、恩給法の第二条ノ二に「年金たる恩給ノ額ニ付テハ国民ノ生活水準、国家公務員ノ給与、物価其ノ他ノ諸事情ニ著シキ変動が生ジタル場合ニ於テハ変動後ノ諸事情ヲ総合勘案シ」云々、とあります。これは、昭和四十一年にこういう規定を設けられましたね。それで、こういう規定でうまく処置できるかどうか、こういう規定を根拠にしていろいろの標準になる材料を集めてうまくいくかどうか、今までの御経験はどうでしょうか。もしうまくいかなければ、この条文は将来改正しなきゃならないでしょうね、もう一度ね、どうお考えですか。

○政府委員(石川雅嗣君) 今先生お話しのように、昭和四十一年度にいわれる調整規定と呼ばれます恩給法第二条ノ二の規定が設けられたわけでございまして、その後の恩給改善につきましては、恩給審議会方式でございまして公務員給与率提方式でありましていろいろ呼び方をされる方式がとられてきたわけでございまして、私も恩給局といたしましては、これまでとられてきたそれらの方法につきましては、いずれも恩給法第二条ノ二の具体的な運用としてそのときにおいていろいろ検討した結果、そのときにおける最も適切な方法ということとされたものだというふうに考えているわけでございます。

先ほど来申し上げましたように、今回の公的年金制度の改革によりましてすべての公的年金が物価スライドになったというふうなことで、恩給制度につきましてもその改善の方法について見直し

をするようにという御指摘を受けたわけでございしますが、その結果恩給局としていろいろ検討をいたしましたものが昨年からとっておりますいわゆる総合勘案方式といたしまして、これはまさに第二条ノ二の規定にうたわれておりますようなさまざまな要素を総合勘案しながら決めていくというところであるわけでございまして、私もいたしましては、ことしで二回目でございますけれども、今後こうした方法を続けていくことによつて各方面の理解を得ていきたい、このように考えております。

○飯田忠雄君 それでは次の問題に移りますが、旧日赤看護看護婦等に対する慰勞給付金の問題ですが、この給付金につきましては、普通の恩給と違ひましてほとんど値上げがなされないという状況であるようでございまして、旧日赤の関係者につきましましては五十四年から、また旧陸海軍の関係者につきましましては五十六年から、在職期間に應じて年額十萬圓から三十萬圓の間で支給されることになったことは御承知のとおりでござい

ます。そして、六十一年に初めて二・三%の引き上げが行われております。もとの金額が十萬圓から三十萬圓で安いですから、これは年額です。現在その額は十一萬圓から三十四萬圓というふうになっておりますが、恩給や年金は毎年たとえわずかも引き上げが図られてきております。兵とこの従軍看護婦というものは、その働いた場所、それから働きのぐあいから見ましてほとんど差異はない。危険度におきましては、その働いた場所においても同じぐらゐに働いてきたものであります。それがやはり看護婦という身分、片一方は兵という身分という、身分だけの問題で差別がなされてきておるということで、これも大変問題ではないかという気がするわけであります。御承知のように、我が国の憲法は身分による差別は認めない、実質が同じならば同じにやれというふうな十四条で書いております。そういう点から、この日赤関係の者に対する慰勞金あるいは従軍看護婦

の慰勞金、こういうものについて将来何らかの対応がなされるのかどうか、どういふ政策をお考えになるのかという問題につきまして官房長官の御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(小淵恵三君) ただいま御紹介のありました旧日赤看護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰勞給付金は、いわゆる赤紙召集を受けあるいは旧陸海軍の命令により戦地において戦時衛生勤務に服し、また戦後の抑留生活で長期間御苦勞されたという特別の御苦勞に對し御慰勞するために設けられた特別な措置でございまして、これによりまして所得の保障を図るという年金的な性格を有するものでない、増額を年々行うというところは困難である、こういう立場をとつてきたところでございまして、また、双方とも実は政府としては、戦後の各種の処理問題は従前原総務長官時代に政府・与党その他お話し合ひで決着をした後にこういうことが設けられたという経緯もございまして、したがってこれはあくまでも御慰勞の趣旨というところで設けられた制度でございしたので、さように取り扱ってきたわけでござい

ます。しかし、今先生お示しのように、昭和六十一年にされたこの二・三%の改定をなぜ行つたかというところでございまして、前段申し上げたような趣旨で来たわけでございまして、約五年間経過いたしましたまいりましてその間消費者物価その他の上昇もかなり変化がございましたので、こうしたことを勘案いたしまして実は六十一年度改定をいたしましたわけでございまして、したがって、年々歳々のペースアップみたいな形はとり得ませんけれども、今後はこの六十一年に行われました増額の経緯、こういうものを踏まえながら今後事態の変化に応じて慎重に対応していきたい、これが政府の考え方でございます。

○飯田忠雄君 それでは、次の問題をもう一つお伺いしたいんです。戦後処理問題に關しまして平和祈念基金法案が提出されているというのを聞いておりますが、

その中には恩給欠格者の問題は含まれていないようだが、これも聞いておきます。これは、先ほども恩給法の制定の仕方について御質問を申し上げましたが、恩給法の改正の文言の至らなから起つてきたのが恩給欠格者問題でございまして、これにつきまして恩給欠格者といひましてもいろいろ程度があると思ひます。それで、ある恩給受給年に近いところで線を引くなりして恩給欠格者の扱いをなさるような御研究が可能であるかどうか、その点について総理府の御責任者である官房長官にお伺いをいたします。

○政府委員(平野治生君) 大臣のお答えの前に、今までの経緯を少し御説明させていただきますと思ひます。

ただいま先生御指摘の恩給欠格者問題は、いわゆる戦後処理問題の一環といたしまして御承知のとおり政府でかねてより検討を進めてきたところでございまして。御承知のように、五十九年の十二月に戦後処理問題懇談会報告というものが出されました。この報告によりまして、そういう方々の心情に深く思いをいたしまして、今次大戦におけるとうとう戦争犠牲者を銘記しかつ永遠の平和を祈念する意味において、政府において特別の出資を行つて事業を行うための特別基金をつくる、こういう御提案があつたわけでございまして。政府といたしましては、その戦後処理懇談会の趣旨を基本的方針といたしながら各方面と折衝を続けた結果、ただいま先生が御指摘になりました平和祈念事業特別基金等に関する法律案というのを別途この委員会でも御審議いただけるかと存じますけれども、その中におきましていわゆる恩給欠格者の方々につきましても、関係者の「労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰金の念を示す事業を行う」、こういうための特別基金を設けて対処してまいりたい、こういうふうな政府としては考えているわけでございまして。

ただいま先生が御指摘ございました、何と申しますか、在職年の長さに応じて云々ということにつきましては、あるいはそういう御提案もあつた

かと思ひまして、恩給局等あるいは御審議、御検討いただいたかと思ひますが、政府としてはただいま私が申し上げたような方向でいわゆる恩給欠格者問題について対処してまいりたい、このように考えておるところでございまして。

○飯田忠雄君 それでは、時間が来ましたので長官のお話だけを承つて、これで質問をやめます。

○国務大臣(小淵恵三君) 恩給欠格者問題等につきましては、かねて政府といたしましては、戦後処理問題として取り組んできたところでございまして、この問題につきましてはだんだんの経緯はございしましたが、結論といたしましてはこの平和祈念事業特別基金を設立し、この事業の中でこうした方々の御苦勞にもお報いをしたいということで結論づけたわけでございまして。この基金につきましては、今答弁申し上げましたように、御審議をいただくわけでございしますが、どのようなことをやっていくかということについては運営委員会において御協議を願つて、真にこうした方々に国としてどのような対応ができるかということについて御協議願うことになっておりますので、その基金をもつて恩給欠格者問題につきましても一応の終結をいたしたいというふうに願つておるところでございまして。

○飯田忠雄君 終わります。

○吉川春子君 恩給法案の附帯決議の実施状況についてお伺いいたします。

恩給法は毎年提出され、旧軍人並びに遺族に対する国家補償としての生活保障を一定程度改善してきました。この法案は全会一致で議決されておりました。その際毎回附帯決議も本委員会でも採択されておりました。この附帯決議は恩給法の改善充実を求めると、旧軍人、遺族の方々の切実な要望です。そこで伺いますが、大臣、政府としてこの附帯決議というものは院の意思として重く受けとめ、その実施を誠実に履行すべきであると思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(高島修君) 附帯決議は国権の最高機関たる国会の御意思でありますので、政府といたしましては十分これを尊重し、その実現には最大の努力を払ふべきものであると考えております。

内容的にはいろいろと難しい問題もございまして、今後とも国会の附帯決議の御趣旨を踏まえながら検討してまいりたいと存じます。

○吉川春子君 十分に尊重して対処するという答弁でしたけれども、実際には必ずしもそうなつてはおりません。過去十年間の参議院の本委員会の附帯決議を調べてみましたところ、十年たつても実施されていない項目が四つあります。政府としては次の事項について速やかに検討の上善処すべきであると思ひます。

まず第一は、「恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与改定時期を考慮し、均衡を失しないよう配慮すること。」「一、恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等その改善を図ること。」「二、扶助料の給付水準については、さらにその改善を図ること。」「三、恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。」「この四点について十年たつてもまだ実現していない理由について伺いたいわけですが、午前中からこの問題についてはいろいろ議論もなされておりますけれども、政府としてどういう検討を行ひ、またどういふふうに対処されてきたんでしょうか。端的にお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(石川雅嗣君) まず第一番目に実施時期の問題でございまして、恩給年額の改定は社会経済の諸事情の変動に対応いたしまして恩給の実質的価値を維持することを目的とするものでありまして、このような変動の状況をあらわす指標として従来からいろいろな改善方式をとりながらやつてきたわけでございまして。けれども、そのことが直ちにいわゆる公務員の給与とのおくれというふうな形になつてゐるものとは考えておられないというところでございまして。

それから次に最低保障額と扶助料の引き上げの問題でございまして、最低保障額の改善に

つきましては、公務員給与の改定、他の公的年金の給付水準との均衡等を勘案いたしましてその額を定めてきてゐるところでありまして、昭和六十三年度におきましても、各種最低保障額を同年四月から一・二五%引き上げることにいたしてゐるところであります。

また、普通扶助料の給付水準の改善につきましては、基礎俸給の格上げ、それから加算年の金額計算への算入、寡婦加算制度の導入等、これまで優遇措置を講じてきておりまして、昭和五十二年以降は特にその最低保障額の改善に努めてきてゐるところでございまして。

それから、恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限のお話がございました。これは恩給局の所管でございせんので、私の方から申し上げるのを差し控えていただきますと思ひます。

○吉川春子君 毎年、毎回国会で附帯決議をつけて、そのたびに大臣が院の意思を尊重して対処するといふ発言をなされるわけですが、それにしては今いろいろ言ひわけあるいは非明なさいましたけれども、まだまだこういう点について大変不十分な点が残つてゐると、そのことはお認めになるんですか。

○政府委員(石川雅嗣君) 先ほども申し上げましたが、他の公的年金制度の改革あるいは公務員給与の水準、そういったものもろものを考えながらこれまで恩給制度については改善を行つてきてゐるところでございまして、現段階におきましては他と比較いたしまして恩給は特に指摘されるような状況ではないのではないかとこのように考えてゐるところでございまして。

○吉川春子君 参議院の附帯決議に指摘されるような覚えはないと、こういうことですか。

○政府委員(石川雅嗣君) いろいろ改善を行つてきてゐるということでもございまして、現段階におきましてはそれほど水準が低いということではなかりを受けるというふうなところにはないのではないかとこのように考えてゐるところでござい

○吉川春子君 大臣にお伺いいたします。

今申し上げました四つの点については、過去十年間ずっと附帯決議に掲げ続けられてきたことな
 んですけれども、この問題について指摘される覚
 えはないということになりますと、国会の附帯決
 議というものについてやはりそれは尊重していく
 という大臣の立場とちつとずれるんじゃないで
 しょうか。私は、いろいろ改善なさつてきてはい
 るけれども、しかしまだ不十分じゃないか、
 これからも国会の附帯決議の意思を尊重してやる
 べきではないかというふうにお伺いしているん
 です。先ほどの最初の大臣の御答弁とはちよつと
 ずれると思いますが、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(高島修君) 先ほども申し上げましたように、国会において全会一致で付されました附帯決議というものは大変重いものであると私ども考えておりまして、その御趣旨に沿って努力をしておるところでございます。ただ、それでは満点

かと言われれば、なかなかそうもいってはいないといふ御指摘は甘んじて受けなければならぬと存じます。それから、その後若干事態が変遷してまいっておりますて、例えばごく最近のいろいろな臨調答申あるいはまた社会保障制度審議会とか国家公務員等共済組合審議会答申、こういうところにおきましても他の共済年金等とバランスをとれというような指摘もしばされておるところでありますので、それらも踏まえながら対処しておるところでございます、私ども満点とは決して思っておりませんが、今後とも努力はいたしたいと存じます。

○吉川春子君 それから、先ほど飯田委員の方からも質問がありましたけれども、日赤の救護看護婦などにつきまして毎年私たちは改定すべきであると思つてゐるんですけれどもこれが毎年行われな。非常に遺憾なことであると思ふんです。先ほどの答弁でもありましたけれども、事実上軍の命令で戦地に行つて従軍したと、そういうことで国会でもたびたび附帯決議の中で取り上げられてきているわけですが、これを物価上昇に見

○吉川春子君　いずれにいたしましたが、戦争によつて駆り出された国民の犠牲というのは大変痛ましいものですので、それに見合うということはもうあり得ないわけですが、最善の努力をしてほしいというふうに申し上げておきたいと思ひます。

次の質問に移りたいと思いますが、いわゆる天下り人事の問題について伺います。

私、これ政勞協の天下り白書を見せていたんだんですけども、これ大臣もごらんになったんじゃないかと思うので、もしごらんになったら、いれば感想をお聞かせください。

○国務大臣(小淵恵三君) 大部の報告書でござい
ますので全ページにわたって通読するということ
は申しわけないことですがいたしておりません
が、いわゆる天下りというものにつきまして政
協ですか、そこでのいろんなデータを収集しな
がらまとめたんだという御労作については教育
を表します。ただ内容につきましては、政府で
いろいろ集めておりますデータその他に比べま
すると同じ基準が違っておたり、例えて言いま

業団の中で理事から理事長に昇格するというようなときはこれはどういう扱いになるかとということと、ところで物差しが必ずしも一致しておらないということと、ところで、数字的には違ったものになっておるよう、に拝見をさせていただいております。

○吉川春子君　政府は、特殊法人の天下り人事について、役員の数ゝの縮減あるいは給与、退職金の適正化、年齢制限など閣議決定で規制をしております。その根拠は何でしょうか。なぜこういうことを閣議決定しておられるんですか。

○説明員（大金瑞穂君）　お答え申し上げます。

先生御承知のとおり、特殊法人、これは国が行うべき業務を国にかわつて円滑に行う、これを目的として設立されたものでございます。したがいにまして、公務との密接な連携を保つ必要もあるわけでございますし、役員の中に公務員出身者があつてでございます。これは業務の適正かつ円滑な運営

用のためには有益な場合が多からうかと存じます。しかしながら、一方におきまして広く各界有識者の中から適任者を選ずるということは必要でございますし、また行政改革の一環といたしまして特殊法人の活性化、こういった観点から特殊法人の責任体制の明確化あるいは士気の高揚、

ういったものを図ることが必要だという観点ももちろんあるわけでございます。その二つの観点言うなれば公的な業務の性格と一方におきます特殊法人の活性化の要請、これをいけば兼ね合わせるというところで、五十二年の閣議決定あるいは五十四年の閣議了解におきましては、公務

員から特殊法人常勤役員への就任者を半数以内に
とどめるという目標を設定しておるところだと理
解いたしております。

○吉川春子君 政労協の組合員のアンケートの結果では、天下り役員が法人の業務に貢献している
と考えているのは一割弱、こういう辛らつな厳し

い結果も出ております。こういう天下りの弊害を是正するという観点からそういう閣議決定があると思うんですけれども、特殊法人だけに厳しく限っているのはどういうことでしょうか。例えば

公園のすぐそばにある団地サービスとか、こういう

○説明員(大金瑞穂君) お答え申し上げます。

し上げましたように、本来国が行うべき業務を国にかわつて行ふ。したがひまして、これは國がみずから設立した法人でございまして、各省庁所管の大臣の役員人事についての関与、これも法律上認められておるところでございます。したがひま

して、特例法人につきましては先にと申し上げましたような形の内閣のチェックを行っているところでございます。

ただ、一方認可法人あるいは公益法人でございまして、こちらにつきましては、認可法人の場合これは民間等の関係者が発起人となって、主務大臣の認可を受けるという仕組みでございます。

自主的に設立するところから、その性格も大変多様でございます。したがって、なかなか一律にこれを一定の基準で規制すること、は難しい面がございます。まして特殊法人以上にはその法人の自主性というものを尊重しながら経営

私どもとしてはこれを所管しておられます各省庁がそれぞれ実情に応じて特殊法人の役員に関する適切な指導を行つていかれるというのが最も適当だと考えております。

それから公益法人も同様でございますが、公

法人も、れも民法の規定による主務官庁の許可があるわけでございますが、民間の発意によりましてそのさまざまな設置目的、事業内容に応じて設置されるものでございます。したがいまして、冬主務官庁の業務運営の適正化についての指導はもとより必要だと考えておりますけれども、やはり

役員の登用につきましてはその業務内容に応じた適材の人選を行う必要が非常に強いと考えております。こういった事情がありまして、私ども今認可法人あるいは公益法人につきましては統一的な基準に基づいたチェックはいたしておらないところでございます。

○吉川春子君 多種多様な法人がある、そして一律には対応しないということですが、やはり同じように天下り人事が好ましくない影響を与えているものもあるわけですから、そういう意味で後に続く質問にも関連するんですけれども、そういうものを全部排除して考えたと数字がここに多少違ってくるということになると思います。

それでは伺いますけれども、役員全体が天下り組で独占されているという特殊法人は今幾つあるんでしょうか。

○説明員(大金瑞穂君) 特殊法人のうち常勤役員の全部を国家公務員出身者が占めておる数という御指摘だと存じますが、私も把握しているところではこの四月一日現在で十三法人でございます。

○吉川春子君 私二十四と聞いているんですけれども、ちょっと名前を挙げてみてくれますか。

○説明員(大金瑞穂君) 恐らく先生御指摘の二十四というのは政労協の天下り白書の数字を御引用かと存じます。先ほどの官房長官からの御答弁にもございましたように、国家公務員からの直接の就任者の範囲のとらえ方が白書と私どもとは違っておりますので、恐らくその差が出ているのだと存じます。

○吉川春子君 どういうふうに違っているんですか。ちょっと説明してください。

○説明員(大金瑞穂君) 私どもがとらえておるのは先ほど申し上げた十三法人でございますが、恐らく政労協の白書で全員天下りというところを方々としておられます中には、例えば地方公共団体から役員になられた方あるいは国立大学の先生から役員になられた方、こういった者もすべて国家公務員出身者の中に入れて、二十四でございましたが、その数を出しておられるかと存じます。

○吉川春子君 その地方公共団体あるいは国立大学からのということをもし答弁のとおり前提とするとしまして、これは構わないわけですか。

○説明員(大金瑞穂君) 私どもが先ほどの閣議決定、閣議了解の対象としておりますのは国家公務員からの直接の就任者ということでございます。

で、まず地方公共団体の職員についてはこれを除外してございます。それから国立大学の先生の場合には、身分は国家公務員であるといったし、これは本質的に性格が異なる、つまり大学の先生としての識見なりあるいは御経歴なりを生かして役員として御活動いただくという観点で、これを除外しておるところでございます。

○吉川春子君 いろいろおっしゃられましたけれども、しかしもう大変厳しく絞りまして十三法人ある。このことはやっぱり閣議了解あるいは閣議決定の立場には反するんじゃないんですか。それともこれは構わないんですか。

○説明員(大金瑞穂君) 閣議決定、閣議了解で申しておりますのは、特殊法人全体として見ました場合に、公務員からの就任者の数が半数以内ということを目標としておるわけでございます。確かに特殊法人、同じく国の業務の延長線上の仕事をするといったし、やはりその性格がおのずから異なっておりますので、まさに役所の延長線な仕事をなさるものもございまして、あるいは企業体としてむしろ事業経営に似た形の業務をやっておりますところもあるわけでございます。あるいは特殊法人の規模でございまして、あるいは歴史と申しますか、部内の職員がどの程度成長してきているか等によりまして、すべての特殊法人で一律に半数というような目標達成はこれは非常に難しいわけでございます。これを踏まえて私どももいたしましては、閣議了解の趣旨を踏まえて全体として半数以内に抑えるべく努力を今しておるところでございます。

○吉川春子君 しかし、先ほどおっしゃいました天下り人事の弊害について、各界からの登用であるとかあるいは士気の高揚であるとか、こういうことを考えましたときにトータルで、トータルでも達成されていないわけですが、トータルでよければある特殊法人は全員天下りの役員で占められてもいい、こういうことにはならないんじゃないんですか。やっぱりこれはまずいんじゃないんですか。

う。

○説明員(大金瑞穂君) 私どももいたしまして各省市と特殊法人の選定、選任につきまして今事前いろいろな御相談はしておるわけでございます。その段階におきましては全員国家公務員出身者というものはなるべく避けるように、そういう方向で御相談をしておるところでございますが、そういった面で努力は私どももしておるところでございますが、なかなか先ほど申し上げましたような特殊法人それぞれの事情がございまして、また今の段階で十三法人はそういう状態で残っておりますというのが実態でございます。

○吉川春子君 天下りの役員が全体の五〇％という閣議了解の目標に達している法人の数は、私は政労協で見ますと二割、十九法人ということなんです。なるべく避けるように努力している、しかしいろいろな事情があるということなんですけれども、やっぱりこれは閣議決定、閣議了解の少なくともそういう立場に立つて今後努力されていくべきじゃないかというふうに思っております。

逆に天下りをふやしている特殊法人、これは幾つありますか。

○説明員(大金瑞穂君) 役員の任命、交代の場合に若干の変動はもちろん出てくるわけでございます。例えば今までも部内の方がおられまして、またまた部内に適材がおられないので公務員OBが就任する、もちろんその逆のケースもあるわけでございますが、こういう一時的な増減というものもは当然あるわけでございます。ただ、増加傾向にあるという法人は私どもも認識しております。

○吉川春子君 四月一日で天下りをふやしている特殊法人は幾つあるんですか。

○説明員(大金瑞穂君) 四月一日と一つの比較がちょっとはつきりいたしませんけれども、今私どもに個別法人の資料を持合せておりませんので、お許しただければ後ほど御説明を申し上げます。

○吉川春子君 一時的とおっしゃいましたけれども、

も、少なくとも天下りの役員がふえるというよう

なことは好ましくないわけですね。

○説明員(大金瑞穂君) はい。一般論としてはふえるのは好ましくないわけでございます。ただ、先ほど来繰り返して申し上げて恐縮でございますが、なかなか個別の法人についての対応には難しい面がございまして、私どもとしては少なくとも全体として閣議了解の目標としておるところ、これは達成をしなければいけないと思っております。これは、私どもの手元の数字で申し上げますと、四月一日現在でございまして、常勤役員総数七百四十一名のうち国家公務員からの出身者、登用者、これが三百八十一名、その割合は五二・四％でございます。もう一息で目標に達するところかという認識を持っております。

○吉川春子君 政府にお伺いすれば五一・四％ですけれども、労働組合の調べによりますと六割を超している、こういうことになるわけですね。それで、いわゆる渡り鳥人事についてお伺いたしますけれども、特殊法人の間を渡り歩いているといいますが、この件数はどれぐらいありますか。

○説明員(大金瑞穂君) まず、特殊法人相互間の役員の異動でございますが、これは閣議決定、閣議了解では真にやむを得ない場合に限り一回だけあり得るという建前をとっております。私どもの四月一日現在の数字では、このような真にやむを得ない場合ということで特殊法人間のいわゆるたらい回しの異動を経験した役員が十八名でございます。二回以上このような異動を行った役員はございません。

○吉川春子君 これも数が違うんですね。年齢の制限が閣議決定でありますけれども、それからはみ出している役員、副総裁、総裁はどれぐらいいますか。

○説明員(大金瑞穂君) 特殊法人の常勤役員の年齢制限でございますが、閣議決定、閣議了解では高齢者の起用は努めて避けるということを前提で、理事クラスで六十五歳、総裁、副総裁クラスで

七十歳というのを原則といたしております。真にやむを得ない事情があるということでこれを超過しております者の数でございますが、ただいま御質問の総裁、副総裁クラスで七十歳を超えている役員は現在十一名でございます。

○吉川春子君 これ十一人というのは、六十五歳と七十歳以上と両方合わせた数ですか。

○説明員(大金瑞穂君) 十一名という数は、総裁、副総裁クラスという御質問でございましたので、七十歳を超えている数でございます。

○吉川春子君 じゃ六十五歳以上は。

○説明員(大金瑞穂君) このほかに、理事クラスで六十五歳を超えている役員は十名でございます。

○吉川春子君 いわゆる渡り鳥という形で幾つかの特殊法人あるいは公益法人を渡り歩いてその都度退職金をもらって、そして多額な退職金を手に入れるということでもマスコミ等を通じて国民が知って厳しい批判を浴びているんですけれども、この間幾つかの役職を歴任して退職金をたくさんもらつたと、こういう例がありましたら説明していただきたいと思ひます。大蔵省ですか。

○説明員(堀田隆夫君) ただいまの御質問でございますけれども、今の役員の退職金の支給につきましては、退職時の俸給月額と在職の月数を掛けまして、それに民間企業の役員の退職金の支給実態などを踏まえた支給率を、今〇・三六になつておりますけれども、それを乗じまして出しているということになっております。したがって、復数の法人を渡り歩いた、渡り歩くといいますが異動したということ、そのために特に退職金がふえるという形にはなっていないということとをちょっと申し上げたいと思ひます。

あと、実際にどういふ方がどのぐらいの退職金を受け取られた例があるかということでございませうけれども、そこはちょっと私も財政当局としては全体としての総量的な管理をしておりますので、具体的には承知しておりません。

○吉川春子君 どこでも結構ですけれども、これ

をつかんでいらつしやる省庁で答えていただけませんか。——総理府か総務庁つかんでいないんですか。

○委員長(尾長孝君) 省庁を指定してください。

○吉川春子君 私は大蔵省に伺つてゐるんです。私つてゐるところだから多分知つていらつしやるだらうと思つて聞いてゐるんですけれども、答えられないとおつしやるので、じゃどこか答えられるところがあるのかなと思つたんですが、大蔵省に答えていただきたいと思ひます。

○説明員(堀田隆夫君) 私ども特殊法人の収入支出予算の認可というふうなことをやっておりますけれども、あるいは給与規程とか退職金支給規程の主務大臣が承認をする際に大蔵大臣が協議に應ずるということをやっておりますけれども、具体的にどういふ方が、つまり、何といひますか、ある法人につきまして平均的なといひますか全体的な予算の額で押さえているということにすぎませんので、実際にどういふ方がどういふ法人を渡り歩かれたかとか異動されたかとか、ある法人にその役員が何年間おられてどのぐらいの退職金を支給されたかということとはちょっと、申しわけありませんけれども、私もそれを承知し得る手段を持っておりません。

○吉川春子君 閣議決定において特殊法人の役員の給与、退職金の適正化については、どういふふうに関議決定しているんですか。——いや、閣議決定のことを聞いてゐるんです。大蔵省じゃないんです。閣議決定のことです。

○国務大臣(小淵恵三君) 昭和五十二年十二月二十三日の決定の第三項に「特殊法人相互間のたらい回しの異動は、原則として行わないこと」という一項が設けられております。

○吉川春子君 今大臣が御答へくださったことのほかに、一九七九年にもこういう閣議決定をしてゐるんですね。つまり、「特殊法人の役員の給与、退職金の適正化」というんですから、余り適正でなかつたということですね。それで是正してい

くということが閣議決定されてゐるんですけれども、そうしますと、その退職金や給与が適正かどうかということは大蔵省もつかんでいないということであれば、じゃどうしてこの閣議決定が適正に行われるかどうかということをつかめるんでしょうか。

○説明員(堀田隆夫君) 退職金につきましては、過去の閣議決定を受けてまして、例えば五十二年十二月二十三日の閣議決定におきましては「特殊法人の役員の退職金の支給率については、昭和五十三年度から現行の在職期間一月につき俸給月額の百分の四十五を百分の三十六に引き下げることとする」という決定がございします。それからその後五十四年の十二月二十八日には「退職金については、人事院に依頼してゐる民間企業の役員の退職金実態調査の結果を検討の上、適正な措置を講ずるものとする」という決定が行われておりまして、要すれば民間企業の退職金の実態を踏まえて引き下げる必要があるときは引き下げることとして今度の閣議決定が出てまいりましたけれども、五十三年には約二割の引き下げを行つておるわけでありまして、いづれにしてもそういう一律的な手法で冒頭に申し上げましたような形で算定されるものでございしますから、そこはそういうものとして私どもは各主務官庁あるいはその当該の法人において適正な執行が行われておるというふうな考へておるわけでございします。

○吉川春子君 そうしますとその閣議決定の中身は、一般論として退職金、給与はこういうことだということだけをつかむんですか。そうではなくて、いわゆる渡り鳥と言われているような人事で、あちこち役員をして総裁をしてやめてその都度退職金をたくさんもらつ、こういうことに対する国民の批判もあつたので、そういう個々の例もなくすようにという意味はこの閣議決定の中には含まれていないんですか。

○国務大臣(高島修君) 特殊法人の役員の人事につきましては、各主務大臣及び内閣官房長官が所掌しておられるところでありますが、行革審等で

も今の問題についてはいろいろ御指摘をされてゐるところでございしますので、私の方で今後調べてみたい、このように思ひます。今現在のところどうなつてゐるかということについては、残念ながらまとまつた資料はございません。

○吉川春子君 この政務協の白書によりまして、個々の名前を挙げるのは適切ではないと思ひますが、幾つかの特殊法人の理事あるいは総裁あるいは取締役社長、こういうものを歴任いたしました通算退職金が八千四百九十四万円になる、こういう例も出てゐるわけです。そのほか幾つか出てゐますけれども、せっかく閣議決定で退職金や給与について適正なものにしなければならぬという決定があるわけですから、こういうものについてやっぱり個々にもちゃんとつかんで、幾ら払つてゐるのかということもつかんで、やはり適正にしていっていただきたいと思ひます。今長官から御答へがありましたので、ぜひ今後つかんでいただきたい、こういうふうな考へます。

それで、そのほか含めて政府みずからがこの天下りを是正するという方針は決定していらつしやるわけですね。しかしながら、なかなかその是正措置がうまく機能していない。今幾つか指摘しましたけれども、特殊法人の役員の半分は天下りでない者に抑えらるゝとか、これは数字が多少あれしませんが、政府のあれでも五〇％超してゐるわけですね。それから年齢制限、渡り鳥、そういうことはやつぱり遅々として改善されてゐない、こういうふうな思ふわけですね。そういうことを是正するためにも、今後少なくとも閣議決定の線はきちつと守つて頑張つていただきたいというふうな思ふんですけれども、これは官房長官いかがですか。

○国務大臣(小淵恵三君) 内閣として責任を持つて決定いたしておりますこととございしますので、その趣旨に適合いたしますようにさらに努力をいたしてまいりたいと思ひます。

○吉川春子君 じゃ、その件についてはそこまでにいたしまして、残り時間少ないんですけれども

一問か二問伺えると思います。

中国残留孤児の問題について伺いたします
が、去年のこの委員会で私は中国残留孤児問題を取り上げまして、帰国された孤児の方が本日に日本の社会にスムーズに入っているように、自立されるようにということで質問いたしました。この予算を見ますと、中国帰国者自立研修センターの設置とあるのは中国帰国孤児適応状況調査研究などの一定の改善は見られるわけですが、それでも、もちろんまだ十分とは言えないわけです。それで定着促進センターのほかに、今それは埼玉県所沢ほか四カ所あるわけですが、ここが四カ月で出されてしまったために日本語の習得がなかなか十分にはいかないということで、今後自立研修センターをつくるというふうに聞いていますけれども、この内容について説明していただけないか。

○説明員(新飯田昇君) お答え申し上げます。
六十三年度に全国十五の主要都市に新たに設置することとした中国帰国者自立研修センターは、今おっしゃいました中国帰国孤児定着促進センター修了後地域社会に定着した孤児等に対しまして、日本語教室、生活相談及び就職指導を行うものでございまして、都道府県に事業の実施を委託することとしておりますが、その事業内容について御説明申し上げます。
まず日本語教室につきましては、地域社会において通所しながら生活に密着した実践的な日本語指導を行うこととしておりまして、必要に応じて複数のコースを設定してきめ細かな指導を行いたいと考えております。次に生活相談、生活指導についてでございますが、定着自立のための生活指導に熟知しました相談員が常駐しまして種々の相談に応じるとともに適切な指導を行い、帰国者世帯に個別に派遣する自立指導員の業務を補充することによりまして考えております。また就職指導につきましては、日本の労働事情あるいは雇用慣行につきまして十分説明するとともに、地元の公共職業安定所などの協力を得まして公共職業訓

練校への案内や職業指導を行い就職の促進を図り、生活保護からの早期脱却を進めたいと考えております。また、中国帰国者が家庭内に閉じこもりまして自立するということがおくれることのないよう、地域住民との交流を図る行事を実施したいと考えております。さらに、就緒の相談や子女の就学についての情報の提供など、孤児の自立の促進に努めたいと考えております。

○吉川春子君 全国で十カ所程度つくられるということなんですけれども、例えば埼玉県一つとってみても九十二市町村あるんですよ。例えば荒川村とか岩槻市とか今数十世帯まで入って住んでいるところの一つ一つくっても、じゃ岩槻につくった荒川のひとと遠い人たちはどういうふうにするのかとかいろいろ問題がありますね。八カ月日本語を習得する期間を延長してくださったということは大変いいことなんですけれども、それを本当に実りあるものにするためにはどうするんですか。宿泊施設も何となくDK二戸というところでしょう。そうしますと、多くの人は泊まれないし、その点はどういうふうにするんですか。

○説明員(新飯田昇君) おっしゃいました点に注意しながら運用することとしておりますが、埼玉県の場合ですと、私もまだいま県に聞いている状況では大宮に設置するというところでございまして、例えばおっしゃいました岩槻からの通所での日本語指導等は十分行えるものと考えております。また、このほかに先ほど御案内しました自立指導員によるきめ細かな生活指導というものは引き続きまして拡充していきたいと考えております。

○吉川春子君 委員長、時間が来ましたので、この質問は次の委員会にまた続けて行うことにします。

○柳澤謙造君 今回の恩給法の改正というのは、提案理由の説明でも述べられましたけれども、「昭和六十二年における公務員給与の改定、消費物価の上昇その他の諸事情を総合勘案し、一・二五%増額する」と。朝から各同僚委員からも聞かれておいて、そちらの答弁を聞いているん

ですけれども、問題の「総合勘案し」というこのところの御答弁というものがどう聞いているとわかんない。もうちょっとこういうことなんだというのがわかるような答弁をお聞かせいただきたいと思うんです。

○政府委員(石川雅嗣君) 先ほどから何回もお答えさせていただいておりまして大変恐縮なんです。生活水準、公務員給与、物価その他の諸事情を総合勘案する、こういうふうな書き方がされているわけなんです。昨年の恩給改定から私どもとてまいりました方式というのは、まさに恩給法第二条ノ二の規定に書いてございまして、これをいろいろ考えながらやってまいっている、こういうことでございまして、本年でその二年目というところでございまして、昨年の末には公務員給与の特に行(一)の俸給表の改善率が一・四六%、それから予算編成時におきます消費者物価の見通しが〇・二%というふうな状況でございしましたので、そういったものを考えまして一・二五%に決定させていただいた、こういうことでございします。

○柳澤謙造君 違角度から申し上げますと、そうすると六十三年度の恩給改定というものは一・二五%でなくて二・二五%でもいいんだし、あるいは三・二五%でなくても〇・五%でもいいんだということになるわけじゃないか。

○政府委員(石川雅嗣君) 総合勘案ということでは、まあある程度の幅と申しますか、そういうものはあるかと思うわけでございしますけれども、恩給局といたしましては、先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、総合勘案というふうな中で受給者の皆様方の立場とかいろいろものを考えてできるだけ努力をした結果、一・二五%、こういう数字で決めさせていただいた、こういうことでございします。

○柳澤謙造君 いや、それは私への答弁にならな。朝からこれ何度も言われていることだけれども、そういう総合勘案という判断に立てば、私が今聞いているのは一・二五じゃなくて二・二五%

でもよろしいんだし、あるいは逆に〇・七五%にしてもよろしいんだしということになっちゃうんです。それでもよろしいんですかと聞いているんです。

○国務大臣(高島修君) これは全く仮定の問題でございまして、例えば前年度の公務員給与の改定の状況を一つここに因子として置きまして、前年度の物価がそれより上がるか上がっていないか、場合によっては総合勘案しなければならぬというふうになりますと、今仰せになられたようなケースも起こり得ることであるというふうに思います。

○柳澤謙造君 大臣、大分こう答弁が具体的に変わってきた。それとありであって、それで私が言いたいの、今も大臣が言われたように、昨年の場合には公務員給与の改定は二・三一%、それでこの恩給の方が二%です。そうすると、この公務員給与改定の私が計算してみたら八六・六%になるんですよ。それで、この場合には公務員給与の方が一・四六%のアップで恩給は一・二五%、そうするとその割合というのは八五・六%だから、何かその辺に物差しを置いたのかなというふうなのが私のこれは推察です。それから、いろいろ難しい要素があると思いますが、やっぱり何かよりどころの物差しだけはお待ちになつて、それできょうも朝のうちは人勤も人事院が出ましたけれども、人勤なら人勤も人事院がこうだと出しても、本来ならばそれとやりやいかぬのがその都府県はそれを認めないで修正したベースアップをやることは今までも再三あるわけですから、そういうふうなつかみ金をどうこうするようなことでなしに、何らかのよりどころ、物差しをお持ちになつて、そしてそのよりどころ、政治情勢でもって素直にそれとおりいかな場合もあるだろうけれども、極力そういうふうなことでやっていくんですと、多少そこそこの情勢で出たり入ったりする振幅は持たせていただきたいんですというふうな、そういうふうな理解を

したかどうかと思うんですけども、その点についてどうですか。

○政府委員(石川雅嗣君) 恩給が先ほど来申し上げておりますように国家補償的性格を有する年金制度であるといったような特殊性を考慮いたしますれば、他の公的年金制度が物価スライドでいっているわけでもございませんけれども、まあそうした状況の中でいわゆる総合勘案方式をとるといことが現在の段階では適当であるというふうに考えているわけでもございまして、恩給局といったしましては、今後とも基本的にこのような考え方に沿って行つてまいりたいというふうに考えているわけでもございまして。

先生御指摘のように、従来の改定方式に比べて非常にわかりにくいんじゃないかというふうなお話があるわけでもございまして、ただ、従来の改定方式につきましても一つの固定した算式というものがあつてそれでずっとやつてきたというわけでもないのでもございまして、そのときにおける最も妥当な方式によつて行つてきたということでもございまして。総合勘案方式というのはさまざまな要素を勘案することに意味があるわけでもございまして、御指摘のようにそういう観点からわかりにくい面もあるわけでもございまして、この方式をとりまして二回の実績しかないうわけでもございまして。今後この方式を続けることによつて、恩給改定の落ちつき先と申しますか、あるいはあるべき姿と申しますか、そういうものがある程度形づくられてくるのではないかと、私もとしてはそういうふうにご覧しております。

○柳澤錬造君 これは大臣、こととして二度目でしょう。だから、こういうことをお聞きする方が少し無理だと思ふんですよ。だけれども、今恩給局長の方は何かこれがいやり方だからこれからもやるんだというふうな、そういう答弁をなさつていらっしゃるけれども、私が大臣にお聞きしたいのは、ですから今言ったこの総合勘案方式というこの方式を今後も続けるつもりなんですか、それとも、まだ二回目だからいささか無理だけれども、どう

もやつてみてうまくない、もうちょっと知恵を働かせていい方式を編み出したいとお考えになつてゐるかどうか。

恩給局長の答弁をじつと聞いていて今私は思うんだけれども、ずるいやり方ですよ、これはまことに。だから、そういうずるいやり方を持つたらこれほどぐあいがいいことはない、何をやつたていいんだから。しかし、少なくとも相当な人たちがこの恩給の適用を受けるわけでしょう。そうすると、その人たちがある程度納得できるような、そういう物差しだけは持つていてやるべきだと私は思うんですけども、大臣どうですか。これはまことに結構だから今後も続けるというお気持ちか、それとももうちょっといい方式を考え出したいというふうにお考えになつてゐるか、その辺いかがですか。

○国務大臣(高島修君) 今回の予算編成に当たりまして私自身感じたことを率直に申し上げますと、何か決め方がいま一つつきりしないといひますか、そういうふうな感じを私自身も確かに持ちました。ただ、国家補償的性格を持つものであるということ、もう一つは臨調、行革審の答申なり他の公的年金制度とのバランスなり、そういうものを考慮した中でのぎりぎりの選択と申しますか、ぎりぎりの努力をした結果がこの数字になつてきておるわけでありまして、先ほど板垣委員にも御答弁申し上げたところでありまして、自民党の側でもいろいろ検討しろという条件がついておるといふことでもございまして、私どもはこれがベストだとは思ひませんが、とりあえず今許される状況の中で最善の努力をした結果がこの数字であるということに御理解をいただきたいわけでありまして。

二回やつたばかりでありますし、かつまたその計算根拠というものが、後で計算で出た数字をつじつま合わせに説明しろと言われれば、それは確かにいろいろな数字が出てまいります。しかしながら、それを根拠にして決めたかと言われれば、実はそうではないということでもございまして、

まことに正直に申し上げておるわけでありまして、とりあえずのところはそういういろいろな制約を課された中で国家補償的性格というものを踏まえてぎりぎりの努力をした線であるというふうに申し上げる以外にないと思ひます。

○柳澤錬造君 大臣、よくわかりました。それで、私から希望を申し上げておきますと、こゝとはもうこれでやるしかないですから私たちも認めていきたいと思ひますけれども、もうちょっと知恵を出してよりベターな方法がないかということをやはり宿題にして御検討いただきたいと思ふ。

次に、恩給の性格の点で、これは恩給局長、さつきどなたでしたかお聞きになつたのに、国が使用者として云々という、そういうお言葉が答弁の中に出てきた。その辺の点が、少しやはり恩給というものが国に感謝をしてお取り組みの姿勢というものがいかなものかなという気がするんです。これは一昨年のこの場でも恩給の性格ということについて私が質問をしてゐるんです。その日私が言つたことは、国から支給されるものだからもう方が国に感謝をしてしてもらふべきものなのなか、それとも長い間御苦労なされたんだから国が感謝の気持ちで差し上げるといふそういう性格のものなのか、その辺は政府はどういう判断をしているのかと言つてお聞きしたんです。

そうしたら、そのときに当時の江崎総務庁長官は、やはり長い間国家の犠牲を強いたわけ、国家補償の意味を持った感謝の気持ちを込めて恩給を出すというものが根本精神だと認識をしております。だから、こゝは恩給局長、本当によくお考えいただかないと、昨年の附帯決議の中でも、それが終わつた後またきょうも附帯決議やるわけですけれども、その中でも、言うならば「恩給年額の改定については、国家補償としての恩給の性格、恩給受給者の高齢化等に配慮し、云々と、こう書いてゐる。ですから、国が使用者としてという言葉の出でるところに既に私はやっぱり恩給というものの対しての考え方というか、その辺がいさ

さか、まあおかしいという言い方はいけないんだけれども、局長がそうお考えになつたといへばそれまでだけれども、もう一回こゝでもつてそういう恩給の性格というものをどう把握なさつてゐるかお答えいただきたいんです。

○国務大臣(高島修君) 局長に対する御質問であります。実は局長は恐らく恩給等の重要事項を調査審議した臨時恩給等調査会の答申を踏まえてその言葉を使つたんだと思ふんです。それには「経済能力を減損した者に国が使用者としてこれをおこなう」という意味のものであるといわれてゐる。云々と、こう書いてありますので、恐らく局長としてはその文言をそのままやはり調査会の答申に書かれてゐるという意味合いにおいて使つたんだというふうに思ひます。もちろん、多年国家のために尽瘁した方に対する御苦労であつたという感謝の気持ちも当然あると思ひます。

○柳澤錬造君 あわせてこの機会に恩給局長からお聞きしたいと思ふのは、どなたかというところを申し上げませんけれども、かつて恩給局長をなさつていた方で、裁判でも疑わしきは罰せずと言うじやないか、だから疑わしい者については恩給は支給しない、それがおれの特論だと言つた局長さんがおつたわけですか。私はとんでもないことだと。裁判の場合には、果たしてこの人が罪を犯したか犯さないかという、その辺が判断に非常に迷う。だつたらそれは罪せずでもって、あるいは罪を犯したかわからぬけれども、罰しないことによつて言うならばその人の身分を守るといふか何というかね、だから裁判で疑わしきは罰せずというふうなその理念、考え方からいふならば、この恩給の場合には、これは特に傷病恩給の場合のことを言つてゐるわけだけれども、疑わしきは支給するであつて、それで果たして支給してはいけなにかよかつたのかわからぬけれども、しかし疑問があるならばむしろ支給することによつてその人を救済することの方が、たまには間違ふかわからぬけれども、その方がいいんじゃないか、そういう判断をやはり恩給局長さん持つてもらわな

ければ困るんじゃないかと言ったことがあるんだけれども、その辺の認識は石川局長どうお考えですか。

○政府委員(石川雅嗣君) 傷病恩給につきまして、公務傷病により心身に著しい障害を受けあるいは日常生活において相当程度の障害が生じている方々に、その障害の程度に応じて国が一定額を支給するというものでございます。傷病恩給請求者の大部分の方々がさきの大戦におきまして厳しい環境のもと軍務に精励され、その結果不幸にして戦傷を受けられあるいは罹病された方々でありまして、既に御高齢のことでもあるというような事情も考えましたときに、公務傷病との因果関係の判断というのが非常に困難なものも少なくないというのが現状でございます。ただ、私どももいたしましては、これらの方々の御苦労にも思いをいたし、また国の責任におきましても十分な検診、これは医学的な検診あるいは現地での実態調査といったようなことも行いまして、困難なものでありましてでもできるだけの心証が得られるものにつきました。公的資料が仮になくても公務性を認めていこう、こういうような気持ちでもって審査に当たらせていただいているということを申し上げておきます。

○柳澤錬造君 局長、本当にそれはありがとうございます。そういう気持ちでお取り組みいただければ、本当に救われると思うんです。

それで、これは大臣にもお聞きになっておっていただきたいんですが、私も随分そういう事件を扱って、そしてまだ残っているのも随分あるわけなんです。ある人の場合なんか、これは東京におられます。そして却下となにされて、そして本人からも恩給局の方に、せめて一度呼んで私の話も聞いてくださいと言っている。病院のどこそこへ行けと言われてそこへ行ったら、わずか十五分も調べただけでおまはあれだというような形で扱われて、そこで一度私の言い分も聞いていただきたいんです。そういうことを言っている。それも恩給局では呼ばないで却下をして、そのこともこ

でもって私は何でそんな冷たい扱いをするんだと言っている。

そうしたら今度は、これは昨年の暮れに私のところへ来た手紙で、これは四国ですけども、これは今度わざわざ香川県のことまで恩給局の職員の方が行ってくれているんです。行ってくれて、そしていろいろ事情を聞いてくださった。もう耳がだめなんですから、そういう点で家内をなにして話をして、ここにも書いていますけれども、そうやって何か証拠になるものを出してください、そうしたら恩給がおりるようにしますと言った。帰られたんですけども、それから後あつちへ行ってもこつちへ行ってもどこへ行っても、それはみんなかつての上官とかそういうふうなものもなないだし、現認証明書ももらっていないかつたしといつて本当にギブアップしちゃって、それでも来てくれているというところを聞いてくれたということについては感謝をしながら、しかしもう戦後四十年になつちやうて、今になって証拠を出せと言われてもどうにもならないから、何とかしてほしいということを書いてきているわけです。

それで大臣、そんなことがあつたりして、昨年のときに、あれは山下総務庁長官のときだと思ひますが、総務庁長官が決定を下すともうそれが最終決定になるわけですが、最終の総務庁長官の決定で却下されてもお不服があれば再審査のあれを出してください、受け付けます、ただし、何か新しい証拠になるものだけは、柳澤さんつけて出してもらわないと切りがないからというようなことがあつて、その辺については長官がお変わりになられても、そういう再審査の道をお開きになつていくということについては変わりがないという判断をしてよろしいかどうか。

○政府委員(石川雅嗣君) 変わりはございません。○柳澤錬造君 それから、申請が出されていよいよ恩給を支給するように決められたのと却下したとの割合というふうなものは、過去には半分以上が支給する形でもって、却下というのは半分以上下つたんです。それがここ数年はもうずっとそ

の率が悪くなつていくという言い方もよくないんだけれども、四分の一ぐらいしか支給にならないでもう大部分が却下されてきているんですが、最近のその辺の数字がどういうふうなことになっているか、御説明できたらしたいと思ひます。

○政府委員(石川雅嗣君) 昭和六十二年度におきます傷病恩給等の受け付け及び処理件数を私どもも調査しているわけですが、旧軍人傷病恩給の初度請求、これは初めて請求してくるというのを初度請求としております。それからまた、かつて請求をしたけれどもその後症状がかなり増悪してきた、重くなつてきたというふうな爾後重症、この二つをまとめて請求件数が千四百五十件、それから前年度からの繰り越しで審査をしておりますものが九百二十件でございますので、合せて二千百七十件の件数があつたわけでございますけれども、このうち千七百九十九件を処理させていただきました。その内訳につきましては、給与をするということで決定いたしましたものが四百六十九件で二六・一%、それから棄却されたものが千二百八十三件で七一・三%、それから御本人が取り下げ等をいたしましたものでありますものが四十七件、二・六%、こんな数字になつております。

それから期間をつけて傷病恩給を支給しているケースがございますけれども、この有期の再審査が千四百二十一件新たに請求が参つております。前年度からの繰り越しが四百十件ございましたので、合わせて処理を要する件数が千八百三十一件というところでございますが、このうちの千六百六十六件を六十二年度に処理させていただきました。その内訳でございますが、給与と決定したものが千五百十件、これは処理いたしましたものの九四%に当たっております。それから棄却いたしましたものが二十四件で一・五%、それから戻しましたものが七十二件で四・五%、こういう数字でございます。なお、これらの審査の結果に対しまして異議申し立てができる道が開かれているわけでございますが、この異議申し立ての請求件数が四百七十五件、前年度からの繰り越し三百六十七件を入れますと、処理を要する件数は八百四十二件ございました。このうち六百四十二件を処理させていただきましたが、給与と決定したものが七十件、一・〇%、それから棄却いたしましたものが五百五十九件、八七・二%、それから戻しましたものが十三件、二・〇%、それからさらにこの異議申し立てに對しまして不服がある場合に行政不服審査法によりまして審査請求の道があるわけでございます。この審査請求で請求がございましたものが二百五十九件、前年度の繰り越しが百七十五件ございましたので、合わせて四百三十四件の要処理件数があつたわけでございますが、このうち二百一十一件が処理済みとなつております。それから棄却が二百件で九四・八%、それから戻しましたものが四件で一・九%、以上の数字になつております。

○柳澤錬造君 ありがとうございます。大臣、今お聞きになつてもわかりましたと思ひますけれども、かなりみんな今はもう却下されちゃうわけだ。それで、お願いしておきたいことは、恩給局の中にも戦争に行かれた経験のある人はもうおらないはずなんです。それで、いろいろのことをこうこうしかじかでしたと書いてくるのを見ても、それがどういふふうな情景の中でこういう事態があつたんだということを想像しろと言つたて、それが無理なわけ。自分が戦争に行つていれば、そういうものが申請が出されれば、それを読んでいればどういふふうな状況だったんだというところがある程度頭に浮かぶから、またその扱いもそれなりに変わつてくると思ひます。

したがって、大臣にお願ひしておきたいことは、特にもう四十年からたつておりますということと、それからそういう恩給をもらつてなにしようと思ふならもう早目にやつていらっしゃるんだけれども、若いころは何と云うんですか元氣だから、多少の

6

昭和六十三年五月二日印刷

昭和六十三年五月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P